

第5次柏原市地域福祉計画 地域福祉活動計画

私の、あなたの「参加」で地域をつくる
～安心して暮らせるまち「柏原」～

令和8（2026）年3月

柏 原 市

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会

ご あ い さ つ

本市では、平成15年3月に「柏原市地域福祉計画」を策定して以来、市民生活や社会動向に対応しながら、4次にわたって見直しを重ねることで、様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民等が参画して支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

その後、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会・経済活動が大きく制限されたことで、私たちの生活は一変し、生活困窮や孤立に陥る方の増加、地域活力の低下の懸念など、これまで以上に複雑化・複合化する様々な課題と向き合いながら地域社会を再構築していく時期を迎えております。

このような状況の中、本市では、第4次計画の期間終了に伴い、「第5次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

今回の計画では、「一人ひとりの参加が、地域をよりよく変えていく原動力になる」という強い思いを込め、「私の、あなたの『参加』で地域をつくる～安心して暮らせるまち「柏原」～」を基本理念に掲げました。

私たちはそれぞれの立場、役割でできることを持ち寄り、共に考え、行動します。例えばそれが小さな一歩でも、その一歩が未来につながり、やがて誰もが住みやすく安心できるまちになると信じています。そのために、市民、事業者、各種団体の皆様とともに、柏原の地域福祉をさらに充実する施策を推進してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にご尽力賜りました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました数多くの皆様に心より深く感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

柏原市長 富宅 正浩

ご あ い さ つ

柏原市社会福祉協議会では、地域福祉推進の先頭に立ち“みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち”を目指して、地域住民や福祉に携わる方々、ボランティア活動団体はもとより、行政や地元企業、近隣市の関係団体など多岐にわたる皆様とともに住民主体のまちづくりを進め、昨年度で法人格取得50周年という節目を迎えることができました。

この間に様々な地域福祉活動を推進してまいりましたが、近年では少子高齢化社会を迎えて以降、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり地域福祉活動の停滞や地域の連帯感の希薄化など地域社会をとりまく環境は年々厳しさを増しております。

また、大規模地震や異常気象により災害が多発したり、支援を必要とする世帯において課題が多重化・複雑化したりと福祉活動に求められる役割は多岐にわたってきました。

こうした社会情勢のなかでは、地域福祉活動の推進・発展もさることながら、関心を持ってもらうこと・参加してもらうことが重要な方針となることから「私の、あなたの『参加』で地域をつくる～安心して暮らせるまち「柏原」～」を基本理念に本計画を定めました。

本計画では、前計画に引き続き、国が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、今の取り組みをますます推し進めることや、ときには活動の転換についてなど地域福祉活動の大原則である“住民主体”を根幹に様々な方々と手を取り合いながら推進していきますのでご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力賜りました策定委員の皆様をはじめ、ご意見を寄せて下さいました市民の皆様に心よりお礼申し上げご挨拶とさせていただきます。

令和8年3月

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会

会 長 谷口 和宏

目 次

第1章	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって	
1	地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	1
2	地域福祉計画・地域福祉活動計画を取り巻く動きと改定の意義	2
3	地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ	3
4	地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間	4
5	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定体制	4
6	地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理	5
第2章	地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方	
1	柏原市の地域特性	6
2	基本理念	7
3	基本目標	8
4	計画の体系	10
第3章	地域福祉計画・地域福祉活動計画で示す施策の展開	
1	記載内容の見方	13
2	地域福祉推進に向けた取り組み	
重点項目1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	14
重点項目2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	29
重点項目3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	34
重点項目4	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	37
重点項目5	包括的な支援体制整備に関する事項	46
参考資料		
1	柏原市地域福祉計画策定委員会設置要綱	51
2	柏原市地域福祉計画策定委員名簿	53
3	柏原市地域福祉計画策定委員会ワーキングサポートグループ	54
4	柏原市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ	54
5	柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過	55
6	地域の福祉に関するアンケート調査（柏原市民対象）	56

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、平成12（2000）年に改正された社会福祉法第107条に基づく行政計画で、各市町村が地域福祉を推進することを目的に策定する計画です。

本市では、平成16（2004）年度に第1次柏原市地域福祉計画を策定し、5年ごとに計画の見直しを行い、第4次（令和3（2021）年4月～）に至るまで地域福祉計画の策定・実行に取り組んできました。

社会福祉法においても、福祉サービスを必要とする人々が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、行政と地域住民等が協力して様々な福祉問題の解決に取り組むという、地域福祉の推進が目標に掲げられています。したがって、地域福祉計画とは、このような考え方を前提にして、行政の果たすべき責任を明確にするとともに、関係機関と連携し、すべての地域住民が安心して暮らせる地域をつくり上げることを目標とする計画です。

さらに平成30（2018）年の法改正から、地域福祉計画は、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の地域福祉の推進に関することについて一体的に定める計画（上位計画）として策定されることになりました。

このように、地域福祉計画は、地域住民等にとって地域での支援体制を示すものとして大変重要な計画となっています。

2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して福祉課題の解決に取り組み、福祉を自分達の問題としてとらえ、より良い地域社会の構築を目指し、策定する民間の活動・行動計画です。

本市社会福祉協議会では、平成18（2006）年度に第1次柏原市地域福祉活動計画を策定し、地域福祉計画同様、5年ごとに見直しを行い、第4次（令和3（2021）年4月～）に至るまで地域福祉活動計画の策定・実行に取り組んでいます。

第3次（平成27（2015）年）からは、地域福祉活動計画と地域福祉計画と一体的に策定を行い、相互に連携を図りながら地域福祉活動の発展や推進に向けて具体的な取り組みを示しています。

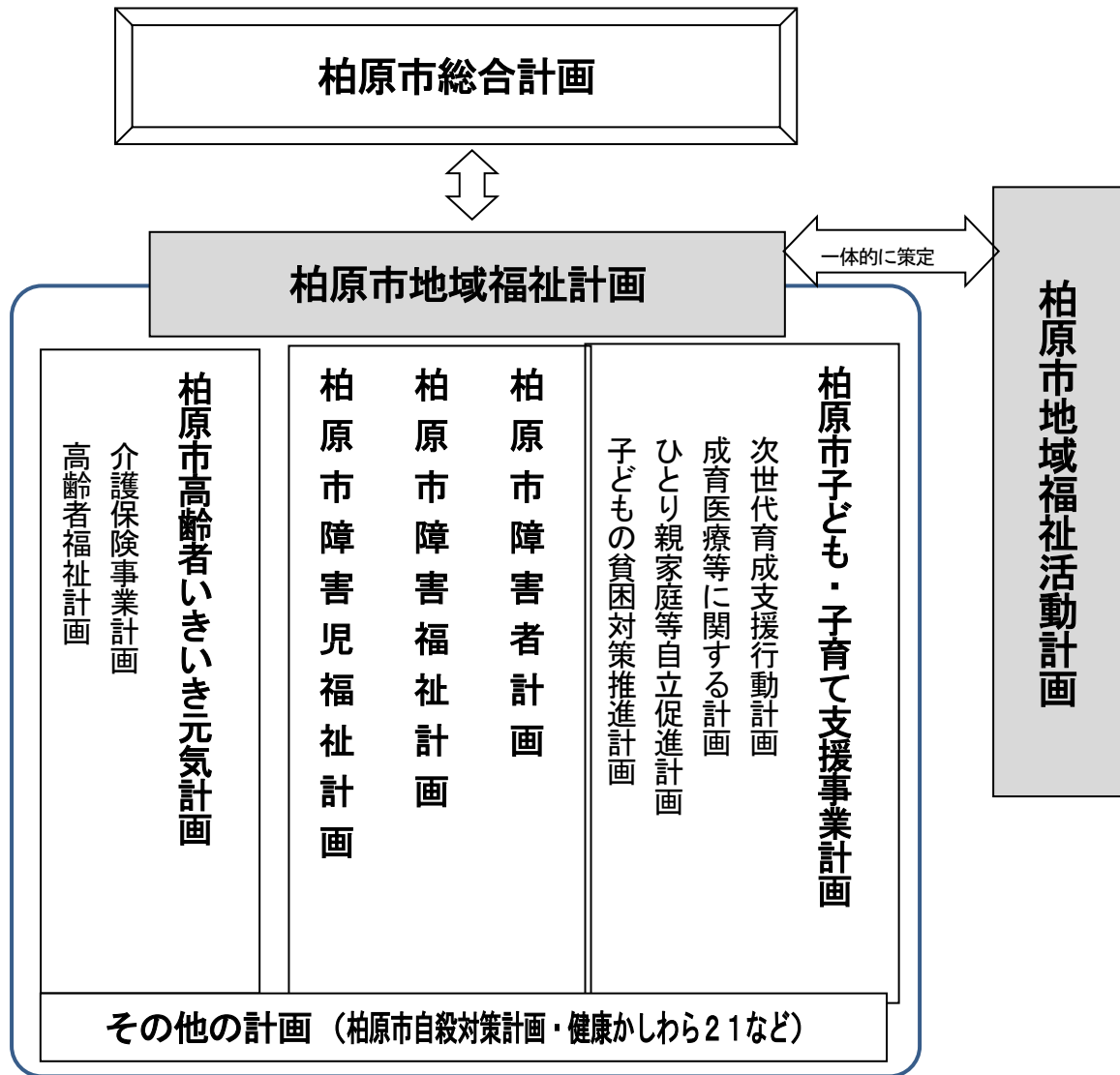
2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画を取り巻く動きと改定の意義

本市において第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定した令和3（2021）年は、令和元（2019）年末から広がり世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症拡大の渦中のことでした。この、いわゆる「コロナ禍」は、人々の生活様式に大きく影響を与え、地域社会の在り方にも大きく変化をもたらした一方で、人と人のつながりや、社会の仕組みを見つめなおす機会ともなりました。

また近年、全国各地で、豪雨や台風、地震等による自然災害が発生しています。このような災害に対しての備えや対策は、個人や家庭単位だけで行うのではなく、地域でのお互いの協力や支えあいが必要になります。そのためには、従来の福祉にあるような「支える側」、「支えられる側」といった垣根をこえた、日ごろからの地域における協働の関係づくりが重要です。

防災や災害時の支援に限らず、少子高齢化の進む人口減少社会において、高齢者、障害者、子育て世帯を含むすべての人々が、住み慣れた地域でいつまでもその人らしく生きることのできる「地域共生社会」を構築し、それを持続可能なものとする上で、家族・地域・行政・社会福祉協議会等が一体となった地域ぐるみの取り組みは今後ますます重要となります。このような状況に対応するために、第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたっては、これまでの経過を踏まえながら、それぞれを一体のものとして策定し、本市全体の支援体制の強化を図っていきます。

3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

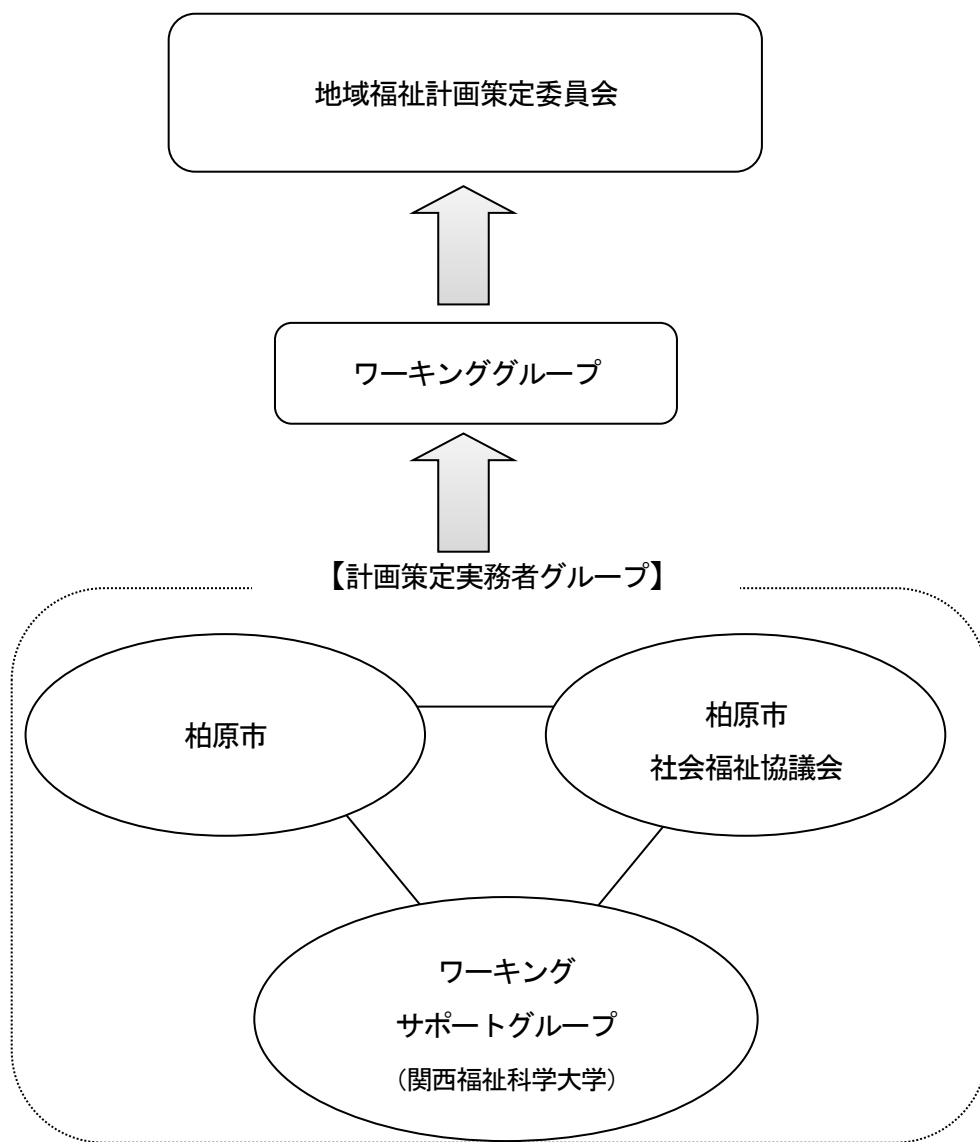


4. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年4月～令和13（2031）年3月までの5年間とします。また社会情勢の変化などに応じて見直しを行うこととします。

5. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定体制

本計画の策定は、地域福祉計画策定委員会のもとで進めてきました。さらに本委員会での作業を円滑に進めるために、柏原市と柏原市社会福祉協議会、ワーキングサポートグループ（関西福祉科学大学）の三者で構成された計画策定実務者グループが策定作業の補助を担当しました。また、各部局の連絡調整などについては、ワーキンググループにおいて実施しました。

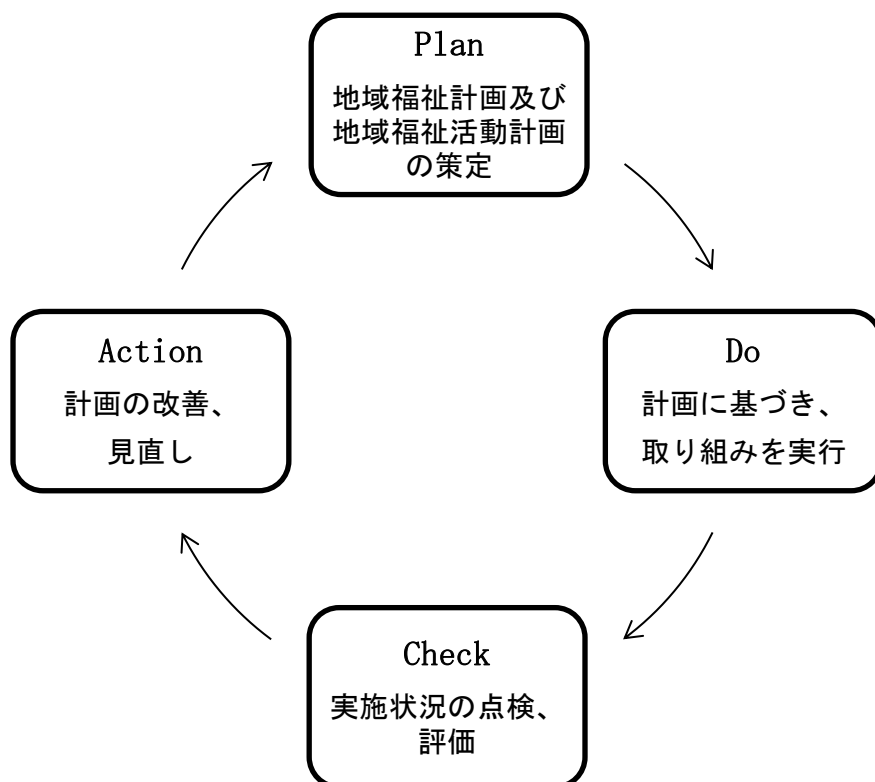


6. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理

第5次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画にて掲げた目標を実現するため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、見直し）の考え方にに基づき、進捗状況を管理することや計画を推進する上での課題を明らかにすることが求められます。

効果的な取り組みが実施されているか点検し、地域福祉の現状・課題などの明確化と新しい課題を確認した上で、必要に応じて取り組みの見直しを行っていきます。

<図 PDCA サイクルによる計画の推進>



第2章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 柏原市の地域特性

本市は、大阪府の南東部で奈良県との府県境に位置し、面積は、25.33平方キロメートルで、市域の3分の2を山地が占めています。市を東西に流れる大和川が、大阪平野に流れ出る付近に、その街並みを形成しています。このため、緑の山々と美しい溪谷、豊かな川の流れなどの自然環境に恵まれた町で、気候は年平均16度前後で比較的温暖な地域です。いにしへの奈良の都、難波の宮への交通の要衝として発達し、古墳群や古代寺院跡、渡来文化の遺跡が多数散在しています。

宝永元（1704）年の大和川付替え以降、了意川に就航した柏原船や新大和川の剣先船などによって商都大阪へと物産の中継基地として経済的にも発展しました。昭和31（1956）年に中河内郡柏原町と南河内郡国分町が合併し、昭和33（1958）年に人口34,131人で、大阪府下で25番目の市として、柏原市が誕生しました。昭和40年代には、都心から20km程の距離に位置し、鉄道、道路の交通網が早くから発達していたことと、高度成長とがあいまって宅地開発が進み、大阪のベッドタウンとして人口が急増し、学校・公共施設・下水道などのインフラの整備が進められました。

人口のピークは、平成9（1997）年12月に80,286人を数え、それ以降毎年減少を示し、令和7年（2025）5月末現在では、66,314人です。人口に占める年齢層別の割合は令和2（2020）年と令和7（2025）年を比較すると、15歳未満は10.53%で0.74%減少し、65歳以上30.26%で0.84%増加しています。本市においても、少子高齢化が進行していることがわかります。



2. 基本理念

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」を基本理念として掲げ、誰もが互いに支えあい、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立することなく、安心してその人らしい生活を送ることができる、輝くまちづくりを目指して取り組んできました。

第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、前回計画の基本的な考え方を継承しつつ、基本理念を新たに「私の、あなたの『参加』で地域をつくる ～安心して暮らせるまち『柏原』～」としました。今回の理念では、「私の」「あなたの」と主体を明確に示すとともに、「『参加』で地域をつくる」という具体的な行動を示しています。少子高齢化の進展や人口減少が加速する現代において、こうした潮流は私たちのまち「柏原」にも大きな影響を及ぼしています。この流れを乗り越えるため、行政、社会福祉協議会、各種関係団体、企業、地域住民がそれぞれ地域課題を「我が事」として捉え、関係者が協働して地域福祉の実践に取り組み、すべての人が「安心して暮らせるまち」の実現を果たすことを目指します。

《基本理念》

私の、あなたの「参加」で地域をつくる

～安心して暮らせるまち「柏原」～

3. 基本目標

本計画の基本理念「私の、あなたの『参加』で地域をつくる ～安心して暮らせるまち『柏原』～」を実現させるには、制度や分野・「支える側」「支えられる側」という関係をこえて、地域住民同士がお互いを認め、支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域づくりが求められます。

地域福祉の推進にあたっては、行政、社会福祉協議会、各種関係団体、企業の連携はもちろん、地域住民が主体となり、地域福祉に参加・参画し、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要不可欠となります。

しかし、現代社会においては「地域住民の希薄化」「地域福祉の担い手不足」「地域活動への無関心」など時代や社会情勢とともに色濃くなってきました。

それらの課題にアプローチし、地域共生社会の実現のために、厚生労働省より示された「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の骨格をもとに次の3つの基本目標を定めました。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

1) 多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる地域づくり

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、すべての人が互いの人格と個性を尊重し合い、多様な生き方を認め合うことが重要です。地域住民同士が日常生活の中でお互いのことを知る関係性を作ることによって、お互いが生活上の課題を抱えた場合に相談できるような身近な相談者となります。また、解決に向けた取り組みを行うことで、地域の互助の関係が充実し、セーフティネット機能が強化されます。地域の生活課題を解決するには、地域福祉団体・ボランティア・民間企業、行政等の力を活用することも有効で、福祉専門職にはそれらのコーディネート機能を期待されています。住民をはじめとした、地域におけるすべての主体による参加・協働を促進し、誰もが自分らしく楽しみや生きがいを持ち、共に生きることのできる地域づくりに取り組みます。

2) 誰もが地域の中で自らの役割を見出し、主体的に参加できる地域づくり

少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化により、様々な場面において、人と人とのつながりや支えあいの基盤が弱まってきています。また、地域の生活課題の解決に取り組む担い手も減少してきています。地域のつながりや支えあいを取り戻すためには、地域住民一人ひとりが地域社会の一員として役割をもち、「支え手」「受け手」という関係をこえて互いに支えあう仕組みを構築することが重要です。福祉分野以外の多様な主体とも連携・協働を広げ、地域住民を含む様々な主体が地域の生活課題の解決に向けて、積極的に参加できる地域づくりに取り組みます。

3) 誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくり

近年、個人・家族等が抱える生活上の課題は様々な内容・分野が絡み合い複雑化・複合化する傾向にあり、多様な相談内容に応じて適切に専門機関へとつなぐことが求められます。さらに、複数の支援者が関わることから支援者間の連携は喫緊の課題です。相談者が有する特定の課題を解決する「問題解決型の支援」と、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ継続的につながる「伴走型の支援」を組み合わせ、支援が必要な人・支援が届かない人を見逃さず、住民や地域の関係者ととともに誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりに取り組みます。

4. 計画の体系

1) 重点項目

計画を定める上で、以下5つの重点項目を定めました。

重点項目1：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」することがあります。この項目では、人が持つ課題に着目し地域住民と関係機関が一緒になって一人ひとりを支えることができる地域づくりについて定めます。

重点項目2：地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域福祉の推進については、地域生活課題への包括的な対応を図るため、地域住民、支援関係機関、行政などの関係主体による連携のさらなる強化が必要となります。この項目では、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置や福祉サービス等について定めます。

重点項目3：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

地域福祉の推進については、地域生活課題への対応を行う多様な主体が地域の姿（ビジョン）を理解・共有し、地域における公益的な取り組みについて創意工夫をもって進めていく必要があります。この項目では、「地域で困っている課題を解決したい」という民間の団体や個人の取り組みについての推進や支援、またネットワークを通じて共生の文化が広がる地域づくりについて定めます。

重点項目4：地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉において「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な住民の姿勢と福祉以外の分野との連携・協働による地域づくり、地域住民等と行政など多様な役割を果たすそれぞれの主体が連携・協働し、地域福祉を「共同運営」していく体制が必要です。この項目では、その土台として「地域力の強化」が必要不可欠となり、地域の主体性を高め、地域住民等の参加を促進、専門職が地域と連携できるような仕組みや仕掛けについて定めます。

重点項目5：包括的な支援体制整備に関する事項

制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するためには、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すことが必要です。この項目では、地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題への包括的な対応を地域づくりとあわせてすすめるとともに、「住民の身近な圏域」に着目して持続可能な地域づくりと結びつけていくための取り組みや支援などを定めます。

2) 重点項目を実現するための取り組むべき事項

5つの重点項目に対して、それぞれの取り組むべき事項を以下のとおり定めました。

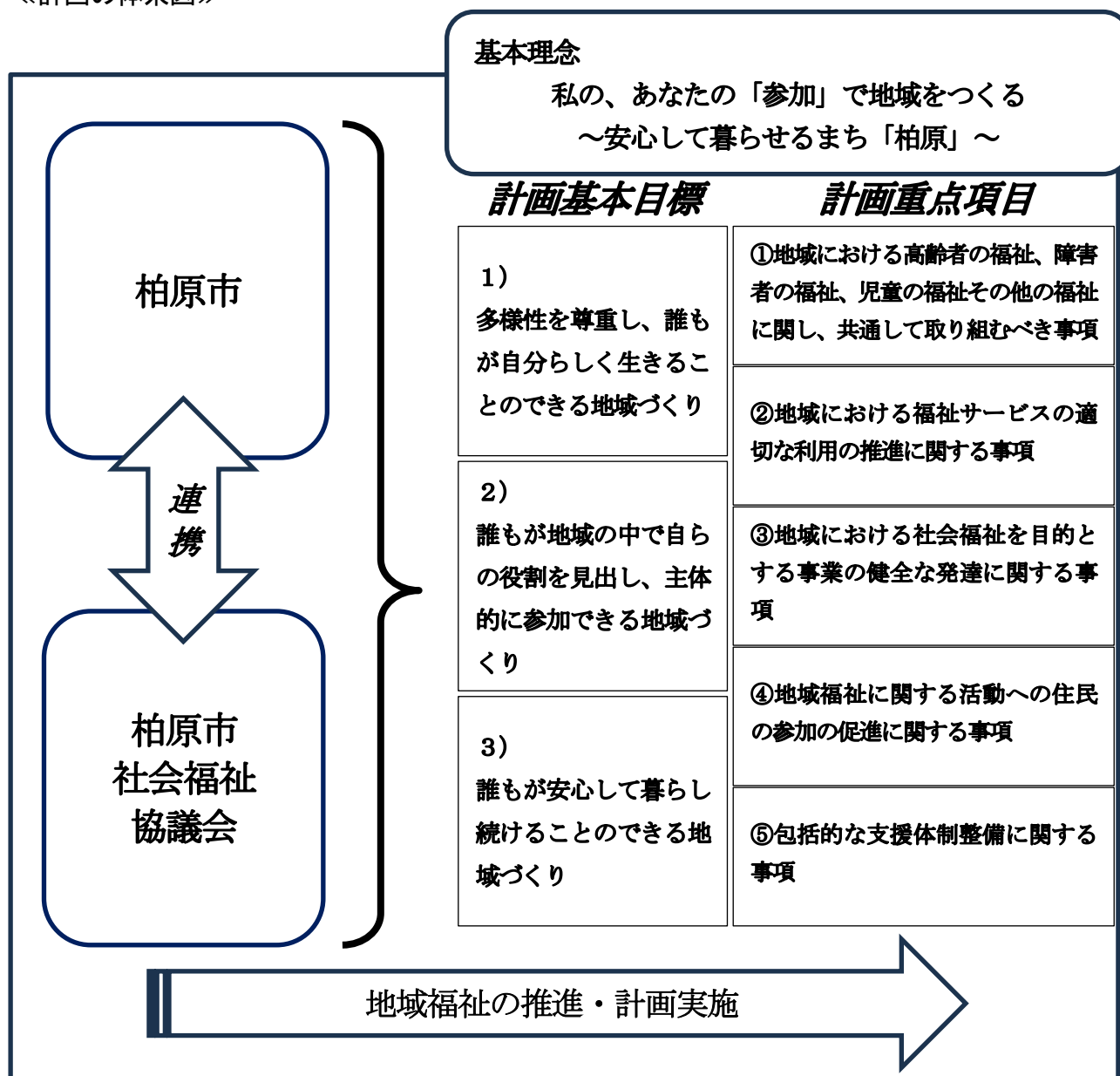
重点項目 1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
1-1	制度の狭間や複雑化する課題へ対応できる体制
1-2	各分野横断的に関係する者（生活困窮者・居住・就労に課題を抱える者・ヤングケアラー・自殺リスクを持つ者等）や社会的排除の対象となりやすい者（外国人やLGBTQ、刑務所出所者等）に対応できる体制
1-3	成年後見の推進や活動支援、判断能力に不安がある者等への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の体制
1-4	高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った方が抱えている課題にも着目した支援の在り方
1-5	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
1-6	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
重点項目 2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2-1	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備と連携
2-2	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
2-3	要援護者の権利擁護の仕組みの整備
重点項目 3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3-1	民間の新規事業の開発や、地域の多様な団体や主体が協働する活動の促進
3-2	社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進と福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策
3-3	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進
重点項目 4	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
4-1	活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
4-2	地域住民、サービス利用者の自立を目的とした自主的な活動と公共的サービスの連携
4-3	地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
4-4	住民等の交流会、勉強会等の開催
4-5	主体的に活動する新たな住民層の掘り起こしと参加促進
4-6	支援を要する人に対する参加支援の取り組み
4-7	民生・児童委員や小地域ネットワーク活動の充実と再構築に向けた整備
4-8	発災時における支援体制の構築および災害時に支援が必要な方の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
重点項目 5	包括的な支援体制整備に関する事項
5-1	「住民に身近な圏域」において住民が主体的に活躍することができる支援と環境の整備
5-2	「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
5-3	多機関の協働による包括的な支援体制の整備
5-4	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項

3) 計画の体系図

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく計画で、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「包括的な支援体制整備に関する事項」について定めることとされています。本計画も、これらの事項別に施策を体系立て、整理することとします。

また、地域福祉を推進し地域共生社会の実現を目指すには、行政と社会福祉協議会、地域住民等との協働による取り組みが一層重要となることから、本計画においては地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しています。

《計画の体系図》



第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画で示す施策の展開

1. 記載内容の見方

地域福祉の推進を図るためには、柏原市（行政）と柏原市社会福祉協議会（社協）が役割を分担しながら協力・連携して進めていくことはもちろんのこと、地域住民の参加と協働も欠かせません。ここでいう地域住民とは、市内で暮らす住民だけでなく、通学や在勤などを通じて市内で活動されている方、福祉関係団体、民間企業、ボランティア団体など、地域を取り巻く多様な関係者を含んだ概念として位置づけています。

また、本計画の内容は、地域福祉推進における重点課題の小項目ごとに「取り組んでいく内容」を設定し、それぞれの取り組みについて柏原市（行政）、柏原市社会福祉協議会（社協）、地域住民の役割を「◎」もしくは「○」で示しています。「◎」は主体的に取り組みを進めていく役割を担う場合を指し、「○」は連携・協力しながら取り組みを進めていく場合を表しています。こうした役割分担と協働を通じて、すべての人が安心して暮らせるまち「柏原」の実現を目指します。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	〇〇などに配慮した環境の工夫に努めます。	◎	◎	○
2	□□の早期発見を行う体制整備に努めます。	○	◎	○
3	△△に関する相談機能の充実を図ります。	◎	○	
4	〇〇との連携強化により、支援体制の整備を図ります。	○	◎	

2. 地域福祉推進に向けた取り組み

重点項目 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

《1-1 制度の狭間や複雑化する課題へ対応できる体制》

高齢者・障害者・子どもと家庭を取り巻く課題は、分野をこえて複雑化し、制度の狭間に陥るケースが増えています。こうした状況を放置すれば、地域で安心して暮らすことが難しくなります。そのため、総合相談の機能強化と必要な専門職の配置に加え、地域包括支援センター、障害者自立支援協議会、こども家庭センター等の多機関との連携を充実させ、誰もが安心できる地域づくりを進める必要があります。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	コミュニティソーシャルワーカー ^{*1} を配置し、制度の狭間に陥った対応困難なケースに取り組みます。	◎	◎	
2	地域包括支援センター ^{*2} による地域ケア会議 ^{*3} や、地域における障害者福祉分野の関係者による障害者自立支援協議会 ^{*4} において、制度の狭間に陥ったケースへの対応を協議し、地域特性を活かした支援の仕組みづくりを進めていきます。	◎	◎	○
3	複雑化する子どもと家庭を取り巻く環境において、こども家庭センター ^{*5} を中心に地域全体で支える支援を進めていきます。	◎	○	
4	総合相談の機能強化と制度の狭間や複雑化する課題に対しては多機関との連携強化に取り組みます。	◎	◎	

*1 コミュニティソーシャルワーカー

P32 のコラム「様々な場面で活躍する相談員」に記載しています。

*2 地域包括支援センター

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康の保持及び生活の安定のために相談に乗り必要な支援を行う機関です。高齢者の生活を支えるための包括的な支援を目的としています。

*3 地域ケア会議

地域ケア会議とは、高齢者や障害者など、支援を必要とする人々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関や専門職が連携して個別課題や地域課題を話し合う会議です。地域包括支援センターまたは市町村が主催し、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

*4 障害者自立支援協議会

市内の障害者関連の機関や施設、福祉、医療、教育、雇用分野の関係者等から構成され、お互いの連携強化を図りながら、地域における障害者への支援に関する課題を共有し、支援体制の整備に向けた協議を行っています。

*5 こども家庭センター

全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に「児童福祉」と「母子保健」の両機能が一体となり、家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。

《1-2 各分野横断的に関係する者（生活困窮者・居住・就労に課題を抱える者・ヤングケアラー*6・自殺リスクを持つ者等）や社会的排除の対象となりやすい者（外国人やLGBTQ、刑務所出所者等）に対応できる体制》

社会的に孤立しやすい方への支援は、地域の安心と安全を守るために欠かせません。そのため、積極的で迅速なアウトリーチや総合相談を充実させ、地域住民による見守りを強化します。複雑化したケースには、重層的支援会議を通じて予防的・横断的な支援体制を整えます。さらに、生活困窮者自立支援事業や障害者自立支援協議会の部会で地域ニーズに沿った運営を進め、相談者を取りこぼさないよう多機関と連携して支援します。こうした取り組みは、誰もが孤立せず、安心して暮らせる地域を実現するために必要です。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	積極的で迅速なアウトリーチ ⁷ や、困難事例における総合相談、地域住民同士が行うゆるやかな見守りをより一層充実することができるよう努めます。	◎	◎	◎
2	複雑化したケースに対し予防的・横断的な支援ができる体制を重層的支援会議 ⁸ を通じて強化します。	◎	◎	
3	柏原市生活困窮者自立支援事業 ⁹ や障害者自立支援協議会において、地域のニーズに沿った部会運営を行います。	◎	◎	
4	複合的な課題を抱えたケースに対して、早期把握に努め、各相談機関等が連携し相談者を取りこぼさないよう支援を行います。	◎	◎	

*6 ヤングケアラー

「ケアを要する家族がいるため、家族のケア（家事、介護、子どもの世話、通訳、感情的サポート等）を行っている子ども・若者たち」のことをいいます。ケアが必要な家族とは、若い、高齢である、病気や障害等がある、日本語を第一言語としていない等、様々です。また、子どもがしているケアの内容も、いわゆる身体的な介護だけではなく、家事やきょうだいの面倒なども入り、お世話全般のことを指しています。

*7 アウトリーチ

アウトリーチとは、支援を必要とする人のもとへ直接出向き、働きかける活動です。従来の「来てもらう」支援ではなく、支援者が対象者の生活の場に赴いて支援を行う点が特

徴です。自ら申し出をしない人や支援を拒否する人に対しても、家庭や地域等を訪問し、必要な情報やサービスを積極的に提供する方法です。

***8 重層的支援会議**

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催され、プランの適切性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討が行われます。

***9 柏原市生活困窮者自立支援事業**

生活困窮者自立支援事業は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として生まれた事業です。生活困窮者が困窮状態を脱し、自立した生活を自らの力で取り戻すために必要な支援を行います。

生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、働く場や参加する場を広げていく役割が期待されています。

《1-3 成年後見の推進や活動支援、判断能力に不安がある者等への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の体制》

判断能力に不安がある方や身寄りのない方が安心して暮らせる地域をつくるため、権利擁護の体制整備は不可欠です。行政と関係機関が連携し、権利擁護の仕組みや利用体制の構築を進め、住民一人ひとりの意思決定を尊重する啓発を行う等、誰もが尊厳を持って暮らせる地域づくりを行うことが重要です。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	行政をはじめとした各関係機関が連携しながら成年後見制度申立て等に関する援助や身寄りのない方への支援を行います。	◎	○	
2	権利擁護の仕組みや利用体制の構築を進め、制度の周知や利用促進を図ります。	◎	○	
3	住民一人ひとりの意思決定（意思形成・意思表示・意思実現） ^{*10} を尊重するための啓発に努めます。	◎	◎	
4	成年後見制度の利用促進を図る中核的な機関（広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能）を設置し、権利擁護支援に努めます。	◎	○	
5	様々な後見類型やニーズに対応できるよう、社会福祉法人による法人後見事業の立ち上げ支援や市民後見人の養成等に努めます。	○	◎	○
6	日常生活自立支援事業 ^{*11} の利用促進のため、待機解消や啓発活動に努めます。	○	◎	

*10 意思決定（意思形成・意思表示・意思実現）

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

意思決定支援には、1) 意思形成支援、2) 意思表示支援、3) 意思実現支援の3つの要素が含まれており、この要素にも留意しながら支援を組み立てていきます。

*11 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

コラム “柏原市成年後見制度利用促進基本計画”

1 位置づけ

ここでは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）における成年後見制度利用促進基本計画として、本市域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めます。関連する「高齢者いきいき元気計画」、「障害者計画」との整合・連携を図り、一体的に計画を進めるものです。

2 成年後見制度利用に関する現状と課題

本市においても超高齢社会への移行が着実に進んでおり、認知症高齢者が増えることが予想されています。また、障害者の地域生活への移行もますます進み、認知症高齢者、精神・知的障害者の日常生活を地域で支えあうことは、今後の課題の一つといえます。認知症高齢者、精神・知的障害者の財産管理等を支援する制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

3 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

(1) 目標 成年後見制度を必要な人が制度を適切に利用できるよう、地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的な考え方

①地域連携ネットワークの3つの役割

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護支援の必要な人（財産管理やサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人等）の発見に努め、速やかに必要な支援を行います。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、相談窓口体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
成年後見制度を、自分らしい生活を守る制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

②地域連携ネットワークの構成要素

地域連携ネットワークは、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

「チーム」・・・協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

「協議会」・・・後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が自発的に連携・協力する体制づくりを進める合議体。

「中核機関」・・・専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

③地域連携ネットワークの基本的仕組み

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人は、後見等開始前においては、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が見守りや支援を行っています。権利擁護支援が必要な人を成年後見制度等へつなぎ、この見守り・支援体制に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを進めます。具体的には、ケース会議等（地域ケア個別会議やサービス調整会議等）に後見人が加わり、そのメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」を、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援する体制を構築します。各種専門職団体・関係機関の連携・協力方策を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。具体的には、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」を再構築し、「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

ウ) 地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の設置

地域連携ネットワークが機能するには、その中核となる機関が必要です。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。中核機関の設置方法については、既存の相談機関の運営状況、地域連携ネットワークの関係団体や専門職団体等との連携状況等を踏まえ、その在り方

を柔軟に検討します。具体的には、既存の相談機関（高齢者いきいき元気センターや障害者基幹相談支援センター）を活用した機能分散型による設置からはじめ、将来的には成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「成年後見利用支援センター」（仮称）の設置を目指します。

④地域連携ネットワークが担うべき具体的機能等

中核機関を中心とする地域連携ネットワークは、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能を担い、段階的に機能強化を図ります。これらの機能を担うことにより、オ) 不正防止効果を生むことにも期待します。

ア) 広報機能

成年後見制度の認知が進んでない現状を鑑み、まず重点的に取り組むべき事項です。成年後見制度が十分認知されるため、地域の関係団体・機関と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナーの開催等の広報活動が活発に行われるよう取り組みます。広報機能に取り組むにあたっては、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用の有用性、成年後見制度の利用が必要な人を発見し支援につなげることの重要性を啓発していくよう努めます。

イ) 相談機能

既設相談機関（高齢者いきいき元気センターや障害者基幹相談支援センター）において、成年後見制度の利用に関する相談体制は確保されています。今後、司法関係の専門職団体と連携し相談機能の専門性の強化に努めるとともに、既存の対象者別に設置されている相談機関同士や、日常生活自立支援事業等と連携し、一体的な相談体制の構築を目指します。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度を利用するにあたり、受任者調整等の支援を行います。

○親族後見人候補者の支援

後見人にふさわしい親族がいる場合、申立てから、後見人になった後の後見事務に至るまで継続的に支援する体制の調整等を行います。

○受任者調整

専門職による後見の選出母体となる専門職団体や法人後見を行える法人、市民後見人候補者と連携し、適切な後見人候補者を選定し裁判所に推薦します。

エ) 後見人支援機能

○親族後見人や市民後見人等への支援

親族後見人や市民後見人等が円滑に後見活動を行えるようチームの立ち上げや、専門的知見が必要な場合に法律・福祉の専門職がバックアップできる体制を構築します。

○裁判所との連絡調整

利用者本人の権利擁護の観点から、他の支援体制への移行、後見人の交替が必要な場合、裁判所と連絡調整を行います。

オ) 不正防止効果

横領等の不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から起きることが多くなっています。地域連携ネットワークやチームでの見守り体制をつくり、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備することで、親族後見人等の孤立や不正を未然に防ぎます。

⑤後見人候補者となる担い手等の育成・支援

認知症高齢者が増え、成年後見制度の利用が進むにともない、後見人候補者不足が懸念されることから、市民後見人の活用を進めます。府下広域にて市民後見人養成講座が開催されており、候補者の派遣、養成後の支援に取り組みます。

また、若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、その活用を図ります。

4 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度を自ら申し立てることが困難、身近に申し立てる親族がいない、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。「高齢者いきいき元気計画」及び「障害者計画」において、対象者ごとに成年後見制度利用支援事業について定めます。

《1-4 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った方が抱えている課題にも着目した支援の在り方》

虐待の相談・通報件数は近年増加していますが、虐待や事態の深刻化を防ぐことができるよう、相談や通報を受け止め、迅速に対応することが必要です。虐待の背景には分野をこえた様々な課題があるため、高齢者、障害者、児童と分野ごとに考えるのではなく、関係者・関係機関の連携による統一的な対応や、支援の調整が求められます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	各虐待防止法や関連するガイドラインに基づき、虐待やその恐れのあるケースの対応方針を各部署及び関係機関と共有します。	◎	○	
2	虐待防止ネットワーク会議 ^{*12} の機能充実を図るとともに、事業所等で研修会を実施し、虐待が起こる要因に目を向けた支援を行います。	◎	◎	
3	分野をこえて連携し、市民に向けてわかりやすい虐待防止の広報・啓発活動を実施します。	◎	◎	○
4	支援困難事例への対応に向けて分野をこえて検討し、支援調整を行える場を設置します。	○	◎	

*12 虐待防止ネットワーク会議

市町村に措置権限のある高齢者虐待・障害者虐待については、虐待の早期発見・早期支援を目的に、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議において市内の関係機関の連携強化に取り組んでいます。また、児童虐待は都道府県に措置権限があり、大阪府とも緊密に連携を図る必要があります。要保護児童等の早期発見・適切な保護や支援を図るため、柏原市要保護児童対策地域協議会において関係機関等との連携を図っています。

コラム 虐待とは？

虐待という言葉を目にすると、「虐待者＝悪意を持った加害者」というイメージで捉えられることがあります。しかし実際には、虐待は加害者の悪意によって生じるものではありません。育児や介護の負担、心身の不調、経済的困難や社会的孤立など、複雑な要因が絡み合って起こる事象です。高齢者虐待防止法*、児童虐待防止法**、障害者虐待防止法***のいずれにおいても「虐待を受けたと思われる者を発見した場合には、速やかに通報しなければならない（通報するよう努めなければならない）」と定められています。このことからわかるように、虐待に対する通報には確証や証拠は必要なく、「虐待かもしれない」と思った段階で行うことができます。通報や相談は被虐待者を守るだけでなく、虐待者自身のSOSをキャッチして支援につなげる重要な第一歩となります。そのため、確証を持ってない段階での通報こそが、早期に支援を開始するための大切な取り組みとなります。

*：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

**：児童虐待の防止等に関する法律

***：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

《1-5 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方》

犯罪をした人が再犯に至る背景には、「帰る場所がない」「仕事がない」「相談できる人がいない」といった、いわゆる孤立があります。再犯に至らないようにするために、犯罪をした人への社会復帰に向けた支援は重要で、それが安心して暮らせる地域の実現につながります。

市民を対象に実施した「地域の福祉に関するアンケート調査（P56 参照）」では、刑務所や少年院を出所した人へのかかわりについて、「役所など行政や関係機関が支援すべき」と回答した人が最も多くなっていました。しかし、上記のような孤立を防ぐ上で地域・住民の協力が欠かせず、社会復帰に向けた支援を社会全体で取り組むことが求められます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	保護司をはじめとする更生保護団体や医療機関と協力し、社会復帰を目指す人の個別の生活能力やその現状の情報共有を図りながら孤立を予防していきます。	◎	○	○
2	犯罪から立ち直ろうとする人たちを地域の一員として受け入れる社会の醸成を目指します。	◎	○	◎
3	必要に応じて保健所等と連携し地域ケア会議、障害者自立支援協議会、生活困窮者支援会議など既存の会議において、刑余者の社会復帰に向け検討します。	◎	◎	○
4	居住支援法人 ^{*13} や更生保護団体と連携し居住等の生活支援を行います。	○	◎	○

*13 居住支援法人

低額所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住まいを見つけることが困難な人のことを「住宅確保要配慮者」といいます。都道府県による指定を受けた居住支援法人は、そうした住宅確保要配慮者に対し、家賃責務保証、円滑に入居するための情報提供や相談、見守りなどの居住支援を行います。

コラム “柏原市再犯防止推進計画”

罪を犯し刑務所等に収容された人が社会復帰をしようとしても、また犯罪や非行をした人の中には、罪を償い社会で更生しようとしても、安定した住居や仕事がなかったり、精神障害や依存などで生きづらさを抱えていたり、偏見・差別意識から社会で孤立したりすることで、犯罪や非行を繰り返してしまう人がいます。

そのため、住居・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援など、地方自治体等が実施している施策にしっかりとつなげるとともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を認め、支えあう地域社会に向けた取り組みを進めることで、再犯に陥る負のサイクルを断ち切る必要があります。

国においても、再犯防止の施策を進めるため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されています。再犯防止によって犯罪が減少すれば、安全で安心な地域社会の実現につながります。

柏原市におきましても、更生保護団体をはじめとする関係団体と連携し、安全で安心な社会を実現するために再犯防止の取り組みを続けていきます。

《更生保護団体》

更生保護とは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りのための援助や、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐための活動を指します。これらの取り組みは、以下の更生保護団体による協力によって支えられています。

《保護司会》

保護司は法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人の社会復帰や再犯防止、地域住民から受ける犯罪や非行の予防に関する相談など更生保護に関する役割を担っています。様々な職業の人がその経験を活かし、保護司として本市の保護司会に所属し、柏原市地域福祉センター内にある更生保護サポートセンターを拠点に活動しています。

《更生保護女性会》

更生保護女性会は、豊かな知識や経験とともに、青少年の非行防止や健全育成、更生保護施設の訪問などの非行や犯罪に陥る人に対する更生保護活動や、子育て中の親を支える子育て支援の活動を関係団体と連携しながら行うボランティア団体です。

《BBS会》

BBS会のBBSとは「Big Brothers and Sisters Movement」の略です。本市のBBS会は、青少年たちに、兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむような身近な存在として接しながら、様々なイベントを開催して、青少年の健全な発達支援や明るい社会環境作りのためのボランティア活動を行う団体です。

《協力雇用主会》

協力雇用主とは、罪を犯した人の社会復帰と就職による経済的自立によって再犯を防止するために、その雇用に協力する民間事業主です。本市の協力雇用主会には地域に密着した事業主の人たちが所属し、罪を犯した人が仕事につき職場に定着することで円滑な社会復帰ができるよう活動しています。

《社会を明るくする運動》

「社会を明るくする運動」は法務省の主唱により昭和26年に誕生した全国的な運動であり、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的としています。柏原市では上記の更生保護団体が中心となって、毎年7月にはイベントの開催や啓発活動を行っています。

《1-6 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用》

地域福祉の推進には地域住民の協力が不可欠です。地域住民による活動を後押しできるよう、活動の場を整備することが重要です。市内には既に活用されている集いの場だけではなく、フリースペースや古民家等、様々な場があります。感染症拡大時や災害時も含め、これらを有効活用できるような仕組みの創設や多様な媒体による情報発信により、活動拠点の整備が求められています。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	より多くの人々が集まり、地域における活動がさらに発展するよう、集いの場である拠点の環境整備に努めます。	◎	○	
2	地域にあるフリースペースや古民家などの有効活用や、ネット上の情報サイトの創設なども検討していきます。	◎		○
3	感染症拡大時や災害時に拠点機能を保てるように、施設のWi-Fi環境を利用しオンライン上でも集える環境維持に努めます。	◎	◎	
4	活動拠点の情報を誰もが知ることができるよう、広報紙やSNSを活用し情報発信をしていきます。	◎	◎	
5	市内の事業所や地域のボランティア等と連携し集いの場の運営を行います。	○	◎	○

重点項目 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

《2-1 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備と連携》

地域の福祉ニーズは多様化しており、分野横断的な相談支援体制の整備が不可欠です。専門機関間の情報共有を統合的に進めることで、支援の重複や漏れを防ぎ、迅速な対応を可能にします。また、福祉サービス苦情解決相談員の活躍推進により、利用者の安心とサービスの質を確保します。さらに、民生委員や地区福祉委員会との連携強化で地域に根ざした相談機能を充実させます。加えて、市民を対象に実施した「地域の福祉に関するアンケート調査（P56 参照）」では「相談機関を知らない」と回答した人が4割強に上り、認知度の低さが課題であるため、相談しやすい体制整備と情報発信の強化が急務です。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮、男女共同参画、人権の尊重などの分野横断的な相談支援体制を整備します。	◎	◎	
2	様々な専門機関との情報共有や連携を円滑に行うための市全体として統合された仕組みの構築に努めます。	◎	○	
3	必要な人が必要なサービスを安心して受けられるように、福祉サービス苦情解決相談員 ^{*14} の活躍の場を推進します。	○	◎	
4	柏原市民生・児童委員協議会、地区福祉委員会などの身近な相談先と連携を図り相談機能の充実と相談窓口の周知を図ります。	○	◎	○
5	時代のニーズに応じた相談の受付方法を検討し、相談しやすい体制を整え、情報発信の強化に取り組みます。	◎	◎	

*14 福祉サービス苦情解決相談員

福祉サービスを利用するときに感じる疑問や不満を、利用者とサービス事業者の間を仲介し、不満解決に向けた支援を行います。

コラム “人権の尊重”

少子高齢化や核家族化が進むにつれ、家庭や職場や地域といった生活の様々な場面において、分け隔てのない人と人のつながりや互いを認め支えあうような関係が希薄になることで、ひきこもり、虐待、自殺、差別、孤独死などの様々な問題が増えています。こうした社会的な排除や孤立を原因とする問題に取り組む上で、一人ひとりの個性や人権を尊重し、誰もが生きがいをもって生きられる社会の実現を柏原市人権協会*等をはじめとする関係団体と連携して推進していきます。

人権に関する課題が複雑化する中で、平成28年に施行された人権に関する3つの法律（人権3法）と令和元年に施行された人権に関する大阪府の3つの条例（人権3条例）があります。

人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

（令和6年4月改正法施行）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」

（ヘイトスピーチ解消法）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

人権3条例

「人権尊重の社会づくり条例」

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

（性の多様性理解増進条例）

「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

（ヘイトスピーチ解消推進条例）

差別とは・・・

「同和問題（部落差別）、高齢者、女性、子ども、障害者、ハンセン病患者・元患者とその家族、HIV等の感染者等、性的マイノリティ、外国人など」への差別を指します。

*：柏原市人権協会

柏原市人権条例の趣旨である人権尊重のまちづくりに寄与することを目的としています。

《2-2 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立》

支援を必要とする人が必要なサービスを利用するためには、必要とする人の元に確実にサービスが行き届く必要があります。そこで、支援人材の育成や資質向上、研修・講義による環境整備、専門員による制度調整、さらに介護・医療・司法等の連携強化を進めることが重要です。こうした取り組みにより、誰もが必要な支援を円滑に受けられる仕組みを確立できます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	多様化するニーズに対応するために、支援を担う人材の育成の推進および資質の向上を図ります。	◎	○	
2	支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう環境の整備を進めます。	◎	○	
3	福祉活動専門員 ^{*15} が各福祉分野の制度やサービス等を調整し、必要な支援を受けられるようサポートします。	○	◎	
4	介護、医療、司法等の専門職連携を促進し多面的な支援体制を強化します。	○	◎	

*15 福祉活動専門員

P32 のコラム「様々な場面で活躍する相談員」に記載しています。

コラム “様々な場面で活躍する相談員”

《コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」とします。）》

住民の身近な圏域で、生活課題を抱える人の個別支援や住民活動のコーディネートを行います。“制度の狭間”の問題が顕在化するなか、高齢・障害・子ども等の属性や分野に関係なく、地域住民からの相談を一旦受け止め、専門相談機関へつなぐ役割を担い、今後より一層の活躍が期待されます。

《コミュニティワーカー（以下、「COW」とします。）》

コミュニティワーク（＝地域援助）の担当者です。地域住民同士がつながり、互助の関係を築けるよう、地域福祉団体やボランティア活動を支援します。

《福祉活動専門員》

社会福祉協議会に配置され、地域住民や団体、関連機関と連携しながら、地域福祉活動が広がっていくよう、サポートする役割を果たします。

《福祉サービス苦情解決相談員》

福祉サービスを利用するときを感じる疑問や不満を、利用者とサービス事業者の間を仲介し、不満解決に向けた支援を行います。

《2-3 要援護者の権利擁護の仕組みの整備》

要援護者の権利擁護は重要です。このため、地域における関係機関との連携を強化し、合理的配慮の提供を含む権利擁護の仕組みを充実させるとともに、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進を図る中核的機関の設置等、誰もが安心して必要な支援を受けられる環境を構築することが不可欠です。

権利擁護の仕組みとして中核的な役割を担う成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度については、市民を対象に実施した「地域の福祉に関するアンケート調査（P56 参照）」結果によると、日常生活自立支援事業については「名称も内容も知らない」と回答した人が5割を占め、成年後見制度についても3割が同様に認知していない状況にあります。また、両制度とも「名称は知っているが内容は知らない」とする回答が一定数存在し、制度の理解促進を図る必要があります。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	地域における関係機関との連携を図りながら、支援を必要とする人の権利を守るための環境の整備を進めます。	◎	○	○
2	支援を必要とする人の権利を守るために、合理的配慮の提供などの仕組みの充実を図ります。	◎	◎	
3	成年後見制度の利用促進を図る中核的な機関（広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能）を設置し、必要な時に成年後見制度や日常生活自立支援事業を受けることができる体制を整備します。	◎	◎	
4	誰もが安心してサービスを受けることができるように、福祉サービス苦情解決相談員の活躍の場を推進します。	○	◎	
5	地域住民、事業所への成年後見制度・日常生活自立支援事業などの広報・啓発活動を実施します。	○	◎	

重点項目3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

《3-1 民間の新規事業の開発や、地域の多様な団体や主体が協働する活動の促進》

地域福祉事業の発達のためには、多様な福祉サービスの導入が必要と考えられています。本市では、民間の特長を活用して地域住民の地域福祉への参加を促進するため、民間企業によるサービスや、住民同士の互助活動等、多様なインフォーマルサービスの開発、活用を進めます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	地域住民、団体及び民間企業等の特長を活かして、主体的に地域福祉への参加を促進、活動の支援を行います。	◎	○	○
2	民間事業と住民同士の互助活動の協働で多様な活動の開発、活用に取り組みます。	○	◎	◎
3	民間企業や団体と協働し就労に不安がある方に対して支援が行えるように働きかけを行います。	○	◎	◎

《3-2 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進と福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策》

多様で複雑な課題を抱える本人や家族などその世帯を包括的に支援していくためには、福祉、保健、医療だけでなく、生活環境を含めた関係機関との連携が必要となります。今後も福祉関係者や関係機関との連携を強化し、相談機能を充実させ課題解決を図ることに努めていきます。

多職種ネットワークを推進し、柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）を通じて社会福祉法人同士の連携を強化し、子どもの居場所や生活支援事業の実施など多様なインフォーマルサービスの創出を進めます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくために、社会福祉法人が包括的な支援体制の拠点となるよう環境整備に努めます。	◎	◎	○
2	福祉関係者や他分野を含む関係機関との連携を強化し、相談機能を充実させ課題解決を図ることに努めます。	◎	◎	
3	柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会） ^{*16} を通じて社会福祉法人同士の連携を強化し、「地域における公益的な取り組み」を進めます。		◎	○

*16 柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）

柏原市内にある民間の社会福祉施設が、高齢者・児童・障害・保育園の分野をこえて連携し、社会福祉法人が本来備えている公共性を継続・発展させ、地域福祉活動団体と一緒に貢献していくことを目的に活動しています。

《3-3 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進》

地域福祉活動における様々な取り組みは、共同募金等の財源によって支えられています。地域福祉活動を継続し、一層充実したものにしていくためには、共同募金等に対する関心を高める取り組みが必要です。特に若年層の関心を高める PR 方法を検討し、企業や住民から地域福祉を推進するための応援者を増やすことや、寄付や募金がどのような活動に活かされているのかなどといった実際の活動を理解できるような働きかけの検討を進めます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	共同募金 ^{*17} 等に対する若年層の関心を高める PR 方法について検討します。	◎	◎	
2	寄付や募金がどのような活動に活かされているのかなどといった実際の活動を理解できるような働きかけを進めていきます。	◎	◎	○
3	社会福祉協議会の賛助会員を拡充するなど、企業や住民から地域福祉を推進するための応援者を増やします。		◎	○

*17 共同募金

社会福祉法で定められた都道府県を単位として行われる募金活動です。10月1日から翌年3月31日までに集められた募金は同じ都道府県内で、社会福祉を目的とする事業を運営するものに配分され、子どもたち、高齢者、障害者などを支援する様々な福祉活動や災害時支援などの財源として利用されます。

重点項目 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

《4-1 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援》

地域福祉活動を持続的に発展させるためには、活動にかかわる人々が必要な情報や知識・技術を確実に得られる環境が不可欠です。市民を対象に実施した「地域の福祉に関するアンケート調査（P56 参照）」では、地域活動やボランティア活動に参加しない理由として、約2割の人が「情報が入ってこない」と回答しており、特に40歳未満の若年層に情報が届いていない傾向が認められます。情報が届かないことで参加の機会を失ったり、地域福祉活動の質が十分に高まらないといった課題が生じることから、誰もが容易にアクセスできる環境を整えることが求められています。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	様々な手段や方法を用いて、より多くの人に地域福祉活動に関する情報提供を行い、その環境整備や強化に一層努めてまいります。	◎	◎	
2	幅広い世代に届くよう、ホームページやSNSを活用し情報が容易に入手できるよう発信します。	◎	◎	
3	柏原市民生・児童委員協議会、地区福祉委員会、柏原市ボランティア団体、柏原市老人クラブ連合会 ^{*18} 等との協力のもと情報入手困難な人への情報発信の仕組みを構築します。	○	◎	○
4	地域住民が主体的に行う福祉活動の情報が届くよう、活動者とともに広報の充実を図ります。		◎	◎

*18 柏原市老人クラブ連合会

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、老人福祉法に基づき構成された団体です。心身の健康の保持に資するための教養講座やレクリエーションその他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加することができる活動を実施しています。

《4-2 地域住民、サービス利用者の自立を目的とした自主的な活動と公共的サービスの連携》

地域福祉の充実には、住民やサービス利用者が自らの生活課題に向き合い、主体的に行動できる環境づくりが欠かせません。自立を促すためには、個人の力だけでなく、地域内の助け合いや共感、そして行政や福祉団体との連携が必要です。こうした多様な支援が結びつくことで、地域全体の福祉力が高まります。そのために、自主的な活動と公共的サービスの連携を意図的に支援する仕組みが求められています。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	地域住民が生活課題に主体的に取り組める環境を整え、官民協働による福祉サービスの充実を図ります。	◎	◎	○
2	地域住民及びサービス利用者の自立（自己実現）を促すために官民協働により環境整備に努めます。	◎	○	
3	地域における互助を推進するため、住民同士の助け合いの事業化や活動支援を行います。	○	◎	○
4	様々な課題に対して、同じような経験や境遇を持つ人たちが集まり、悩みを分かち合い、解決のために学び、支えあっていけるよう、当事者の組織化や運営支援を行います。	◎	◎	
5	ボランティア等の養成講座の周知に力を入れ、関心者や受講生の増加を図ります。	◎	◎	
6	こども食堂実施団体とのネットワークの強化のための交流会や連絡網の整備を行います。	○	◎	◎
7	福祉的な活動以外の多様な住民活動を把握し、行政機関や住民組織との連携を図ります。	○	◎	○

《4-3 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上》

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが地域における生活課題に関心を持ち、主体的に関わる意識を育むことが不可欠です。しかし、福祉に対する理解や関心には世代や立場によって差があり、特に若年層や関心の低い層への働きかけが課題となっています。そのため、福祉の意義や地域の在り方についての理解を広げ、生活者としての自覚と地域構成員としての意識を高める取り組みが必要とされています。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	地域住民における地域生活課題に関する意識について、より一層の向上を図るための情報発信や啓発活動に努めます。	◎	◎	
2	福祉教育や出前講座などを通じて若年層に対する福祉意識の向上を図ります。	◎	◎	
3	支援が必要な方への理解を深めるため、市民参加型の講座を開催します。		◎	
4	福祉に関心の低い住民に、地域福祉の理解を深めるため、住民が集まるイベントなどと連携し地域福祉に関するPRを行います。	○	◎	○
5	地域福祉活動者とともに新たな地域福祉の可能性について検討していきます。	○	◎	◎

《4-4 住民等の交流会、勉強会等の開催》

地域社会において、住民同士のつながりや相互理解を深めることは、安心・安全で持続可能な地域づくりに不可欠です。近年、少子高齢化や核家族化の進行により、地域内でのコミュニケーション機会が減少し、孤立や孤独、交流する機会の不足が課題となっています。こうした状況を改善するためには、住民が気軽に集まり、交流できる場を設けることが重要です。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	孤立や孤独を防ぐために、気軽に生活の悩みを話し合い、互いに情報交換できる交流の場を設けるとともに、健康づくりや子育て、介護などに関して学ぶ機会の提供にも努めます。	◎	○	
2	一人ひとりが抱える生活の悩みや困りごとを、個人の問題ではなく、地域の生活課題として捉えることのできる意識の醸成を目指します。	◎	○	
3	地域生活課題について住民同士が話し合い、課題を地域で整理し解決することを目的とした「住民懇談会」を実施します。		◎	○
4	様々な年代、多様な属性の住民が交流できる場の整備や交流の機会が生まれるための企画を行います。	◎	◎	◎

《4-5 主体的に活動する新たな住民層の掘り起こしと参加促進》

民生・児童委員、地区福祉委員、ボランティア連絡協議会を対象に行ったヒアリング調査では、地域活動の担い手が不足しているとの声が多くあげられました。地域社会の持続的な発展には、既存の活動に参加している住民だけでなく、新たに主体的に関わる住民層を掘り起こし、参加を促すことが不可欠です。近年、ライフスタイルの多様化や価値観の変化により、地域活動への関心や参加意欲は個人によって異なりますが、潜在的な担い手は多く存在しています。行政、社協、その他の福祉専門職および住民組織との連携により、地域住民のさらなる参加が期待されます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	地域福祉活動の発信を行い、興味を持たれた方に対して活動支援を行います。	○	◎	○
2	小中学校を対象とする福祉出前講座等を実施し学齢期から福祉に関心が持てるよう取り組みます。	◎	◎	
3	福祉的な活動以外の多様な住民活動を把握し、行政機関や住民組織との連携を図ります。	○	◎	
4	通所型サービスC（短期集中予防サービス）等の修了者の出口支援として生活支援コーディネーターと連携し介護予防に取り組みます。	◎	◎	

《4-6 支援を要する人に対する参加支援の取り組み》

地域活動においては、すべての住民誰もが「参加できる」環境を整えることが重要です。しかし、高齢者、障害者、子育て中の保護者、日本語のサポートが必要な方など、支援を要する人々は、情報不足や移動の困難、心理的なハードルなどにより、参加が制限される場合があります。年齢や国籍、病気、障害の有無等にかかわらず、活動したい誰もが、その人にあった多様な形での参加ができる地域社会を目指すため、参加支援の取り組みが不可欠です。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	「支える側」と「支えられる側」という立場をこえて、地域の誰もが参加し、お互いにつながり合っって課題が解決できるような地域づくりを目指します。	◎	◎	○
2	社会とのつながりが希薄な方に対し、関係機関等と連携を図り、参加支援に取り組みます。	◎	◎	○
3	ひきこもりの方などに対して社会とつながるための段階的な支援を、地元企業や社会福祉法人、住民団体などと連携して行います。	◎	◎	◎
4	多様な参加の場を確保するため、福祉分野の枠をこえた幅広い庁内連携、官民連携のためのプラットフォームを整備します。	◎	◎	○

《4-7 民生・児童委員や小地域ネットワーク活動の充実と再構築に向けた整備》

民生・児童委員や小地域ネットワーク活動の充実と再構築は、地域福祉の基盤強化に欠かせません。担い手不足や高齢化に対応し、ICT 活用や多様な人材参画で支援体制を再編します。さらに担い手の負担軽減を図り、なおかつ活動の円滑化を目的に、情報共有や見守りのデジタル化に努めます。また、地域拠点を活用し、地域福祉活動団体と連携することで、孤立防止と安心安全な地域づくりを推進します。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	地域福祉の担い手として活躍できる人材の発掘や、研修会などを通じた人材養成、地域福祉活動に馴染みが薄い人々への情報発信など、民生・児童委員が地域福祉活動に取り組みやすい環境を整備します。	◎	◎	○
2	民生・児童委員が他の地域福祉活動団体と連携して活動できるように調整機能を果たします。	○	◎	
3	民生・児童委員が地域から受けた相談を専門機関へつなげられるよう、相談機関の周知及び調整機能を強化します。	○	◎	
4	地域福祉の担い手において就労者が増えているなかでも、負担軽減を図り活動が円滑に行えるよう ICT の導入を進めます。	○	◎	
5	災害時などの緊急事態でも、各委員の安否を迅速に確認することで民生・児童委員活動が停滞しないように ICT 機能を強化していきます。	○	◎	

コラム “小地域ネットワーク活動（地区福祉委員会の活動）”

小地域ネットワーク活動は、おおむね小学校区単位を小地域とし、「地区福祉委員会」を中心としながら「コミュニティワーカー（COW）」*とともに要援護者一人ひとりを対象に、関係者や地域住民と協働して進める見守り・援助活動です。地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう地域住民による支えあい助けあいのまちづくりを進めます。

「地区福祉委員会」の活動

地区福祉委員会は、おおむね小学校区単位で組織され、社会福祉協議会と連携して福祉のまちづくりのための地域福祉活動をしています。地域住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助けあいを育てていくため、地域の実情に応じた取り組みを行っています。

【主な活動】

（１）友愛訪問活動

・・・一人暮らし高齢者を中心とした見守り訪問活動を行っています。

（２）ふれあいサロン活動

・・・地域の高齢者や住民が集まり、交流や仲間づくりを行う場で、孤立防止や健康づくり、見守り活動を行っています。

（３）子育てサロン

・・・地域の親子が集まり、子育てに関する情報共有を図る場となっています。

※ほかにも、地域の実情に応じて、趣向を凝らした活動を行っています。

* : P32 のコラム「様々な場面で活躍する相談員」に記載しています。

《4-8 発災時における支援体制の構築および災害時に支援が必要な方の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策》

災害時に備え、平常時から見守り活動を強化し、行政・社会福祉協議会・地域活動団体・社会福祉施設などの関係機関等が連携できる支援体制の強化に努めます。また、地域での支援体制を整備し、避難行動要支援者の名簿作成・個別避難計画の作成を進めます。地域住民の協力を得ながら、迅速で確実な支援を可能にする仕組みを推進します。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	将来的に発生が懸念される大規模災害に備え、平常時から支援体制の強化を図ります。	◎	○	○
2	災害時に活躍できる人材（災害ボランティア）の育成や、災害発生時の災害ボランティアセンター開設につき、関係機関と連携して災害に備えた支援体制の強化に取り組みます。	○	◎	
3	災害時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者 ^{*19} の名簿作成はもとより、災害時の避難に備えて、個別避難計画 ^{*20} の作成を進めます。	◎		○
4	災害時にも円滑に職員の業務の体制が整うよう計画の策定や災害時にも要援護者等がわかるように地域福祉活動団体との体制を整えます。		◎	○
5	災害時における安否確認に関する役割分担など地域福祉活動団体や地域貢献委員会との連携体制づくりを検討します。		◎	◎

*19 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者などを指し、災害対策基本法により市町村が名簿を作成することが義務づけられています。

*20 個別避難計画

災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」ごとに、誰が迎えに行くか・どこへ避難するか・必要な配慮を事前に定める、命を守るための計画です。本人・家族・地域住民が協力して作成し、実際の避難支援を確実に行うための基盤となります。

重点項目5 包括的な支援体制整備に関する事項

《5-1 「住民に身近な圏域」において住民が主体的に活躍することができる支援と環境の整備》

住民に身近な圏域において、地域住民の生活形態が多様化、複雑化しているなかで、地域での住民同士の支えあいが求められています。

市民を対象に実施した「地域の福祉に関するアンケート調査（P56 参照）」では、人助けをしたいと思うことについて尋ねています。その結果、「病気や災害時の手助け」が約4割、「助けが必要な方への見守り・声かけ」が約4割、「日頃の防犯対策」が2割と、回答されています。

このように地域住民のなかには、助けが必要な方に対して何かしら行動したいと考えている人が多く、住民同士が互いに問題意識をもち、地域住民による主体的な活動を促進することのできるような環境を整備することが求められています。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	把握される地域の生活課題については、地域住民とともに検討を行い、福祉施策の展開を図ります。	◎	○	○
2	地域での住民同士の助けあいにおける見守り活動の体制強化に向けて検討を行います。	◎	◎	○
3	百歳体操 ^{*21} 、ふれあいサロン ^{*22} 等で地域での集える場の提供や様々な活動への参加の機会を確保し、住民が主体的に活躍し、住民同士が互いに支えあえる関係性の構築を目指します。	◎	◎	○
4	柏原市民生・児童委員協議会 ^{*23} と地区福祉委員会 ^{*24} ・町会との連携強化を更に図り、要援護者の情報共有を推進します。	◎	◎	○
5	要援護者の情報について個人情報に配慮しながら共有できる仕組みを検討します。	◎	○	
6	地区福祉委員会・柏原市ボランティア連絡会 ^{*25} ・柏原市老人クラブ連合会・子どもの居場所づくりネットワークなど、地域住民が主体的に自分のまちをよくする取り組みについてともに周知を図り支援を行います。	○	◎	○

*21 百歳体操

準備体操・筋力体操・整理体操からなる30分程度で行える高齢者の介護予防のために開発された体操です。安全に椅子に座って行うことができるので、地域のサロン等で実施しています。

*22 ふれあいサロン

P44 のコラム「小地域ネットワーク活動（地区福祉委員会の活動）」に記載しています。

*23 民生・児童委員協議会

民生・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と専門機関をつなぐパイプ役を務めています。民生委員法では区域ごとに民生委員協議会を組織することになっており、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集や研修などを行っています。

*24 地区福祉委員会

P44 のコラム「小地域ネットワーク活動（地区福祉委員会の活動）」に記載しています。

*25 柏原市ボランティア連絡会

柏原市ボランティア・市民活動センターに登録されたボランティア団体で構成されたボランティア活動の増進を目的とした連絡会です。同センターでは、ボランティア活動が積極的に行われるよう、様々な情報提供や相談、コーディネート、施設、資機材の提供、ボランティア募集活動を行っています。

《5-2 「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備》

住民に身近な圏域において、地域住民が抱えている生活課題は、多様化、複雑化しています。高齢の親と未婚の子どもが同居する「8050問題」や育児と介護のダブルケアなど、複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なニーズが深刻化しています。こうした課題の相談対応において、分野をこえた総合的、包括的な相談体制の整備が求められています。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	多様な生活課題に関する相談について、関係部署との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。	◎	○	
2	アウトリーチを強化し得た地域課題を住民に還元するための取り組みを行います。	◎	◎	○

《5-3 多機関の協働による包括的な支援体制の整備》

支援を必要とする人（要援護者）が、緊急時において、どこに相談すればよいかわからない場合や相談をためらう場合があります。こうした問題を解決するために、支援を必要とする人（要援護者）を把握し、適切に支援につなげていくことが重要となります。本市では、支援を必要とする人（要援護者）の情報については、個人情報に配慮しながら、地域関係団体と共有化を図るとともに、緊急時には、各福祉分野の専門相談機関が連携して支援を行い、問題解決に努めます。また、地域住民一人ひとりの問題解決に向けても、住民とともに検討を行い、支援に努めます。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	支援を必要とする人（要援護者）の情報については、個人情報に配慮しながら、地域の関係団体と共有化を図ります。	◎	◎	○
2	地域住民一人ひとりの問題の解決に向けて、地域住民と協働し、地域の関係団体や各福祉分野の専門相談機関と連携を行い支援に努めます。	◎	◎	◎

《5-4 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項》

地域住民一人ひとりが地域を担う貴重な人材であるといえます。高齢者、障害者、生活困窮者など、様々な課題を抱えている人に対して、様々な団体や民間企業等と連携して、その能力に応じた活躍の場を確保することで、役割を担い、居場所ができ、自分らしい生活を送ることへとつながります。また、地域の担い手が増えることで、地域が活性化し、人と人とのつながりも広がっていくこととなります。

	取り組んでいく内容	行政	社協	地域住民
1	様々な課題を抱えている人のそれぞれに適した就労や活動の場を整備します。	◎	○	
2	福祉の各分野だけでなく、多様な分野と連携を行い、能力に応じて地域の担い手として活動できるよう支援に努めます。	◎	◎	
3	地域住民一人ひとりの人格や個性が尊重され、居場所や役割、生きがいをもてる地域社会の推進に努めます。	◎	○	○
4	障害者や生活困窮者の就労支援事業において、“地域のまちおこし”の視点も入れた事業運営を行い、様々な課題を抱えている人がそれぞれの能力に応じて地域の担い手として活躍できるよう支援します。	◎	◎	◎

参考資料

1 柏原市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく柏原市地域福祉計画を策定するにあたり幅広い観点からの検討を行うことを目的として、柏原市地域福祉計画策定委員会規則（平成24年規則第40号）に基づき、柏原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募委員
- (2) 社会福祉施設等の関係者で市長が必要と認める者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き又は資料の提供を求めることができる。

(作業委員会)

第7条 委員会は、地域福祉計画の策定について、作業の円滑な推進を図るため、別に作業委員会を置くことができる。

2 作業委員会は、必要があるときは作業委員会以外の者を会議に出席させ、その意見及び説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業委員会の庶務は、福祉子ども部福祉総務課において処理する。

(地域福祉活動計画との連携)

第9条 地域福祉計画は、柏原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と、一体的に策定するものであるため、委員会は、地域福祉活動計画についても検討を行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

(要綱施行後の最初の委員会における委員招集及び議長)

3. この要綱施行後、最初に開催される委員会の招集並びに委員長が選出されるまでの議長は、福祉子ども部長が行う。

2 第5次柏原市地域福祉計画策定委員名簿

	職名	氏名
学識経験者	関西福祉科学大学教授	柿木 志津江
	関西福祉科学大学准教授	一村 小百合
福祉関係団体代表	柏原市区長会代表	鳥山 好晴
	柏原市社会福祉協議会代表	前川 阿紀子
	柏原市民生児童委員協議会代表	中野 重和
	柏原市地区福祉委員会委員長連絡会代表	乾 正人
	柏原市老人クラブ連合会代表	裏山 伸雄
	柏原市聴力障害者協会	和田 裕恵
	柏原市母子寡婦福祉会代表	芥子 圭子
	柏原地区保護司会代表	咲野 康
	柏原地区更生保護女性会代表	谷舗 佐知子
	柏原市ボランティア連絡会代表	清水 民雄
社会福祉施設等代表	柏原市民間社会福祉施設連絡会代表	伊山 喜二
市民公募委員	一般公募委員	小柴 堅司
	一般公募委員	島野 友子
市職員	柏原市福祉こども部長	森口 秀樹
	柏原市健康部長	山本 直樹
	柏原市市民部長	北井 潤一

3 柏原市地域福祉計画策定委員会ワーキングサポートグループ

職名					氏名
関西福祉科学大学	社会福祉学部	福祉創造学科	学科長	教授	家高 将明
	社会福祉学部	福祉創造学科		教授	柿木 志津江
	社会福祉学部	福祉創造学科		准教授	一村 小百合
	社会福祉学部	福祉創造学科		准教授	南 多恵子
	社会福祉学部	福祉創造学科		講師	荷出 翠
	社会福祉学部	福祉創造学科		助教	竹田 直樹
	社会福祉学部	福祉創造学科		助教	松山 剛

4 柏原市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ

職名		氏名
柏原市	福祉こども部福祉総務課長	栗田 浩司
	福祉こども部福祉総務課課長補佐兼地域福祉係長	高井 利宜
	福祉こども部福祉総務課地域福祉係	奥野 和宏
	福祉こども部障害福祉課課長補佐兼障害者支援係長	多田 真里
	福祉こども部こども家庭安心課参事兼課長補佐	松本 親知
	福祉こども部子育て支援課参事兼課長補佐	木原 直昭
	福祉こども部こども施設課課長補佐	平田 伸志
	健康部高齢介護課課長補佐兼高齢者支援係長	金田 重孝
	健康部健康づくり課課長補佐	秋田 隆文
	市民部人権推進課参事兼課長補佐	山本 拓也
	市民部産業振興課課長補佐兼商工労働係長	藤井 貴之
柏原市社会福祉協議会	地域福祉推進課長	萱村 綾
	地域福祉推進課課長補佐兼障害者基幹相談支援センター長	岡山 宏志
	地域福祉推進課地域福祉係長	佐藤 大樹
	地域福祉推進課地域福祉係	川端 康之
	柏原市高齢者いきいき元気センター長	善積 真佐美

5 第5次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

年月日	策定経過
令和7年5月2日	第1回ワーキンググループ会議 ・グループの構成 ・アンケート設問の検討
令和7年5月30日	第1回策定委員会 ・策定委員会委員委嘱 ・概要及び日程説明
令和7年6月13日	第2回ワーキンググループ会議 ・第4次計画の検証結果について ・市民アンケートの内容について
令和7年6月27日	第2回策定委員会 ・現行計画の実施状況（第4次計画の中間評価） ・市民アンケート（案）検討
令和7年7月15日	市民アンケート送付（7月末までの回収）
令和7年8月	関西福祉科学大学のサポートグループの市民アンケート分析
令和7年10月24日	第3回ワーキンググループ会議 ・市民アンケート及び各委員ヒアリング調査報告について ・計画素案について
令和7年11月7日	第3回策定委員会 ・市民アンケート及び各委員ヒアリング調査報告について ・計画素案について
令和7年12月19日	第4回ワーキンググループ会議 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和7年12月26日	第4回策定委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和8年1月8日～21日	パブリックコメント
令和8年2月6日	第5回策定委員会 ・最終案の決定

6 地域の福祉に関するアンケート調査（抜粋版）

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第5次柏原市地域福祉計画」策定のための基礎資料をえるためのアンケート調査を実施しました。調査では、柏原市における地域福祉の現状と地域のニーズを明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の対象

住民台帳より無作為抽出された市民 2000 名に調査票を配布しました。

(3) 調査の方法

郵送による配布・回収

(4) 調査の期間

2025（令和7）年7月15日～7月31日

(5) 調査の目的

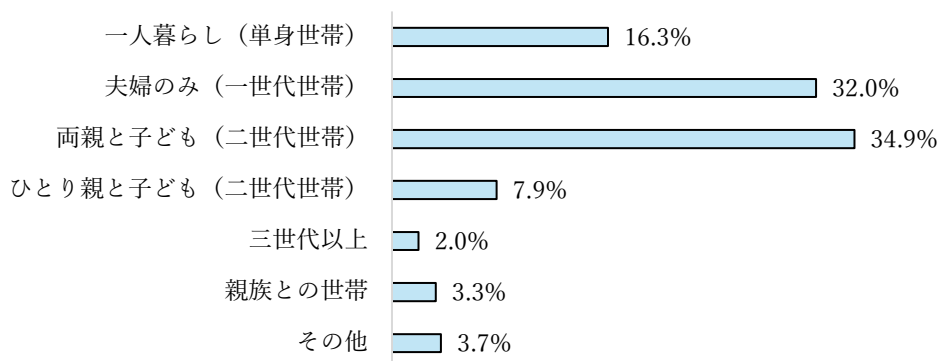
調査票を 2000 名に配布し、710 名の方に回答いただき、回収率は 35.5%でした。

2. 回答者の属性

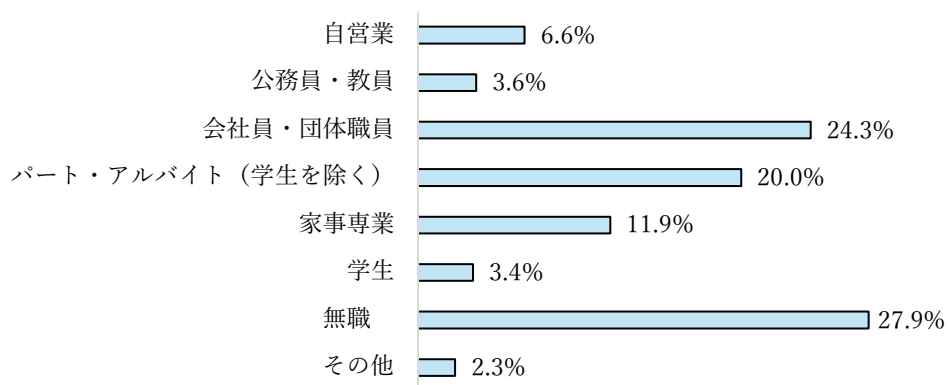
①性別：女性 58.9% 男性 40.7% その他 0.4%

②年齢：10代 2.0% 20代 6.7% 30代 9.3% 40代 10.6% 50代 17.4%
60代 19.1% 70代 23.9% 80代 9.8% 90代 1.1%

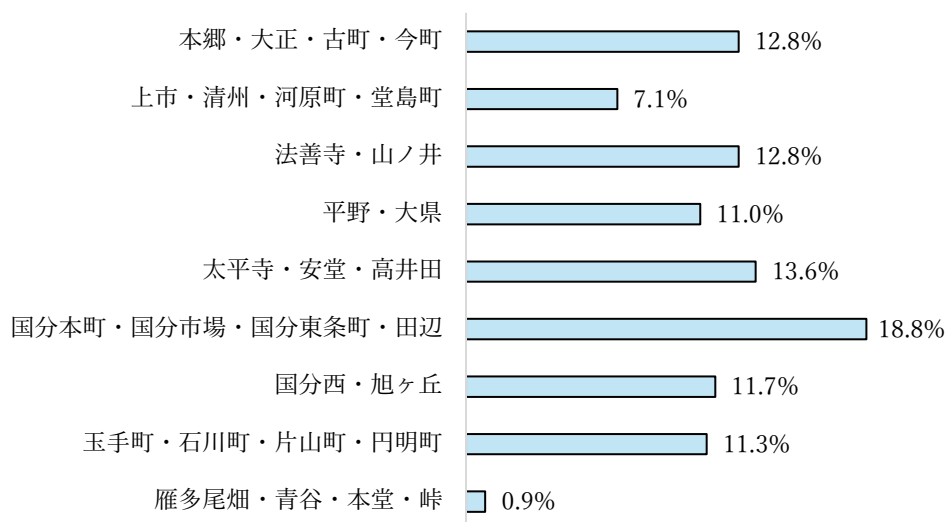
③家族構成



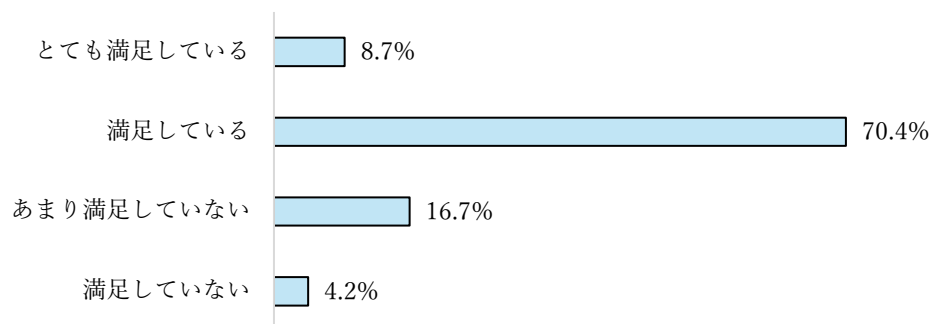
④職業



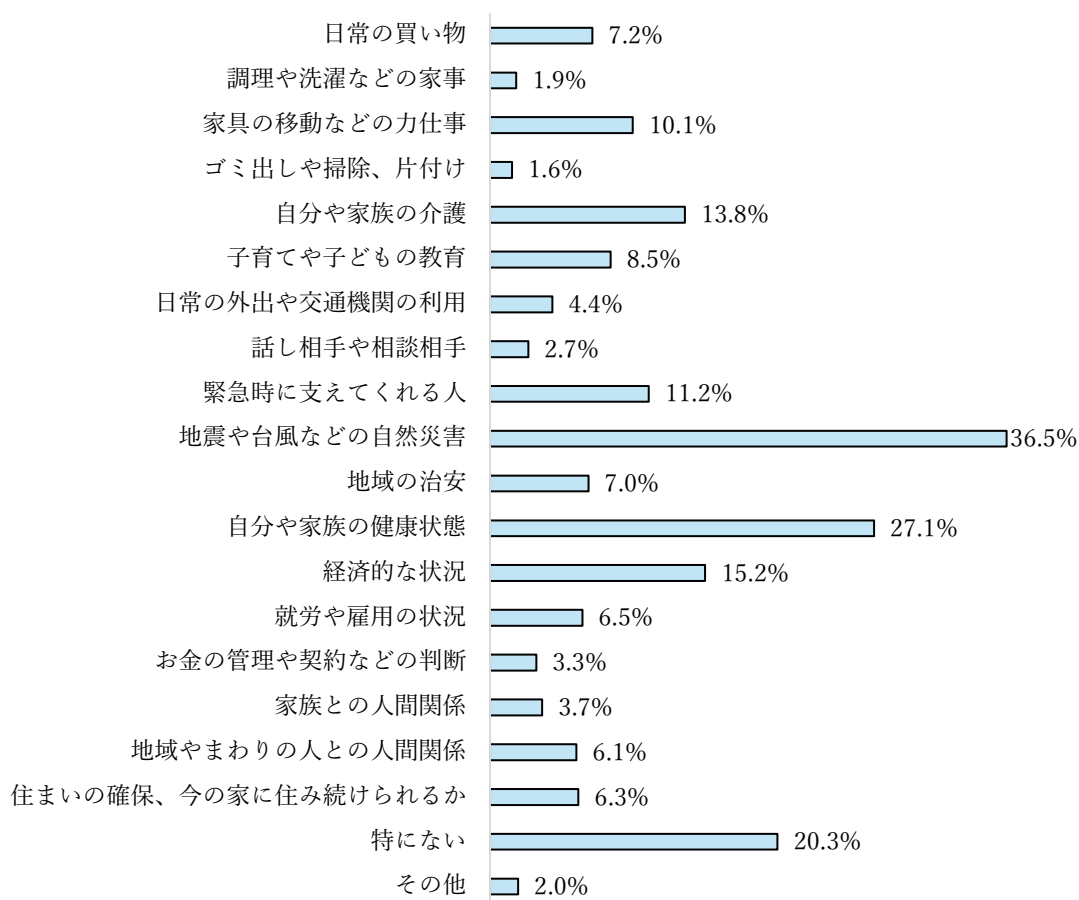
⑤お住まいの地域



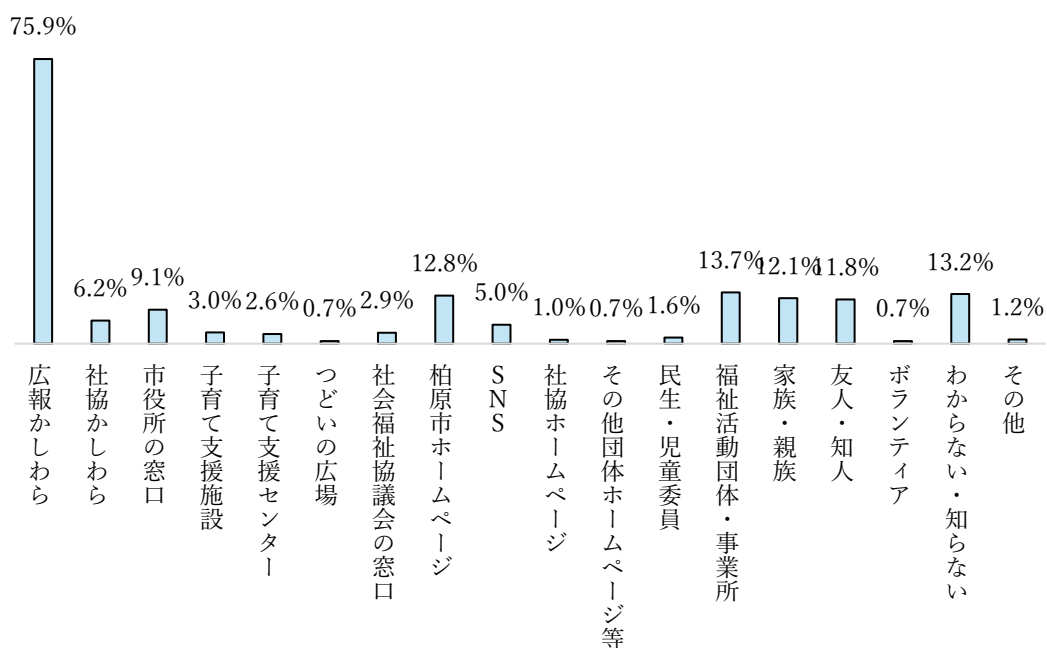
Q1: あなたは現在住んでいる地域について満足していますか。



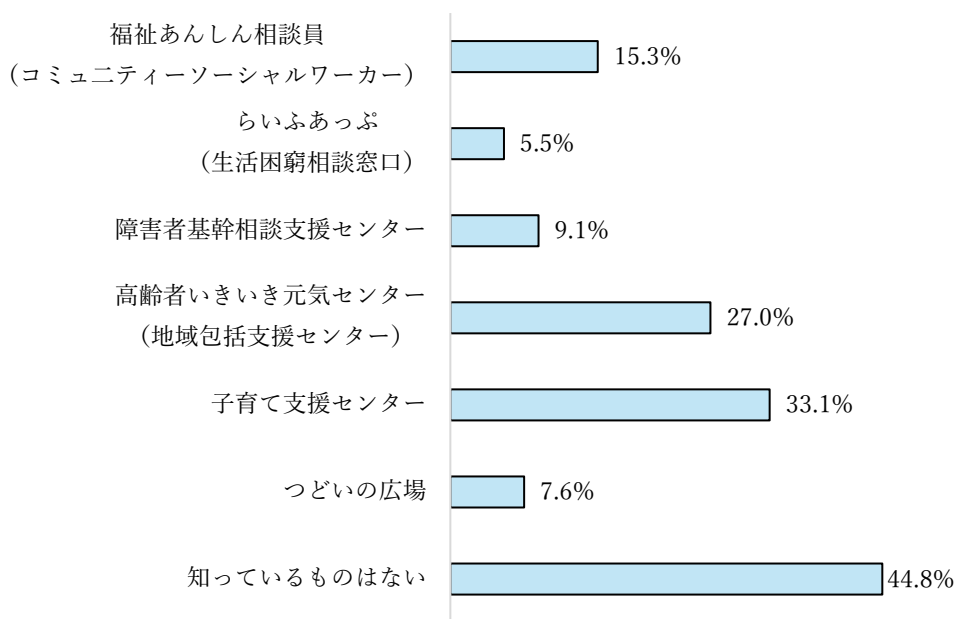
Q2: 日常生活を送る中で困ったり、不安に感じることはありますか。(3つ以内)



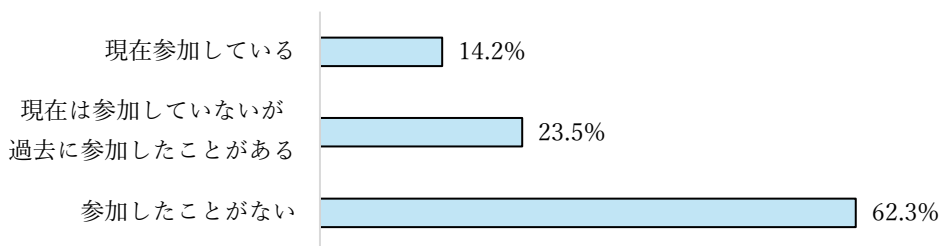
Q3: 柏原市の福祉関連情報はどのように入手されていますか。(複数回答)



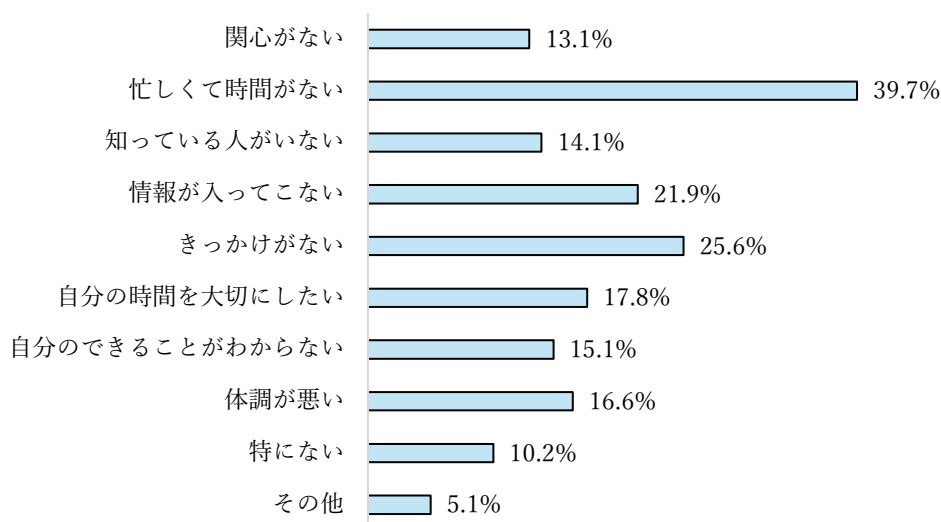
Q4: 次の相談員、窓口、機関について知っているものを選んでください。(複数回答)



Q5: 地域活動やボランティア活動に参加していますか。



Q:5-1 Q5で現在は参加していないが過去に参加したことがある」または「参加したことがない」を選んだ方が、地域活動やボランティア活動に参加しない理由

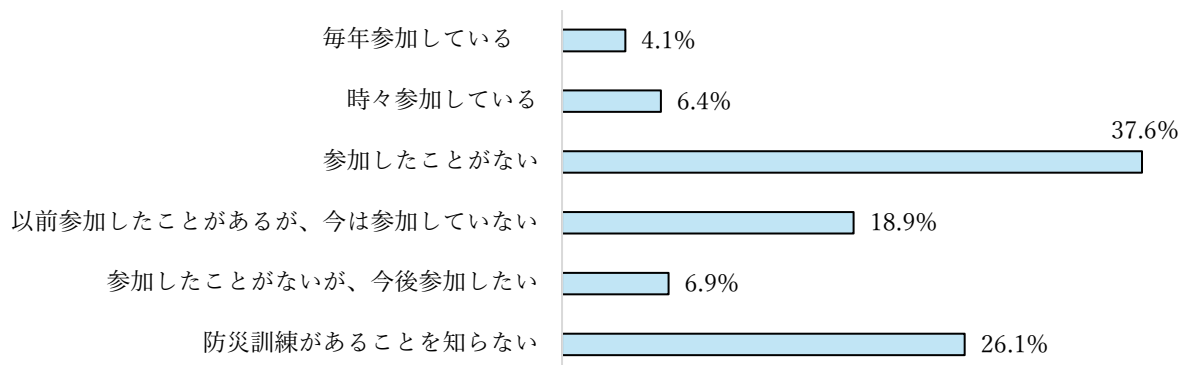


Q:5-2 Q4-1で「情報が入ってこない」と回答した人の年齢構成

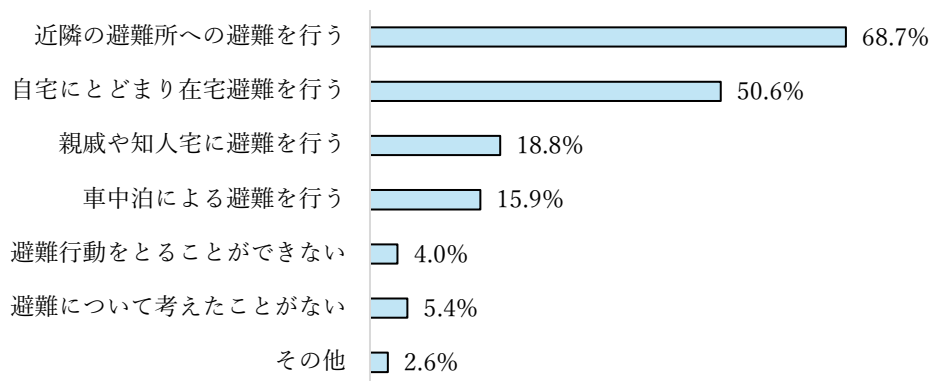
年齢	割合 (%)
40 歳未満	59.6%
40 歳以上 65 歳未満	37.1%
65 歳以上	25.2%

※人口構成（令和7年4月末時点）に基づく補正係数を乗じた加重集計

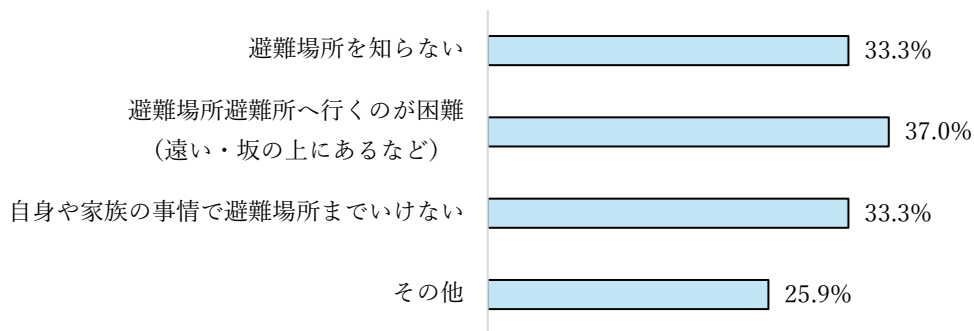
Q:6 あなたは防災訓練に参加したことがありますか。



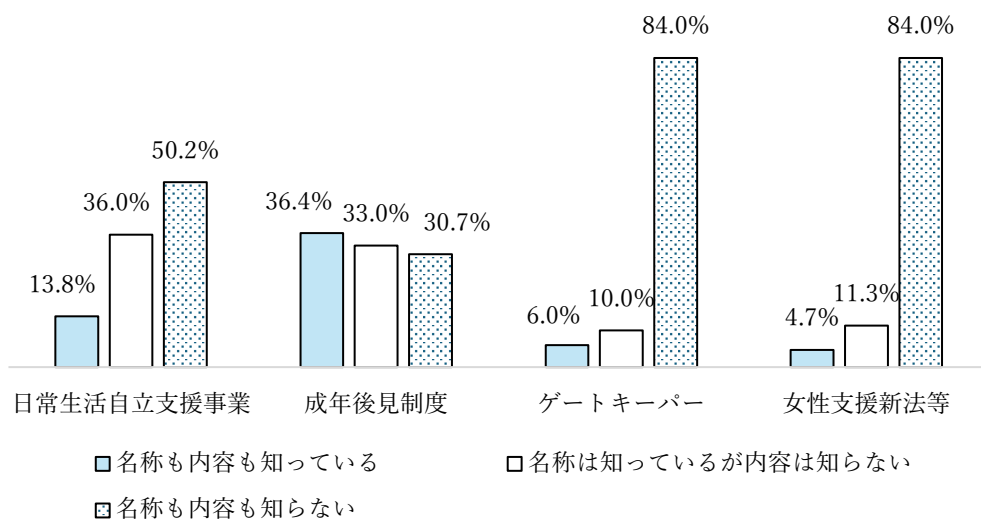
Q:7 災害が発生した場合、あなたはどのような避難想定を考えていますか。（複数回答）



Q:7-1 Q:7で「避難行動をとることができない」を選んだ方が、避難行動ができない理由



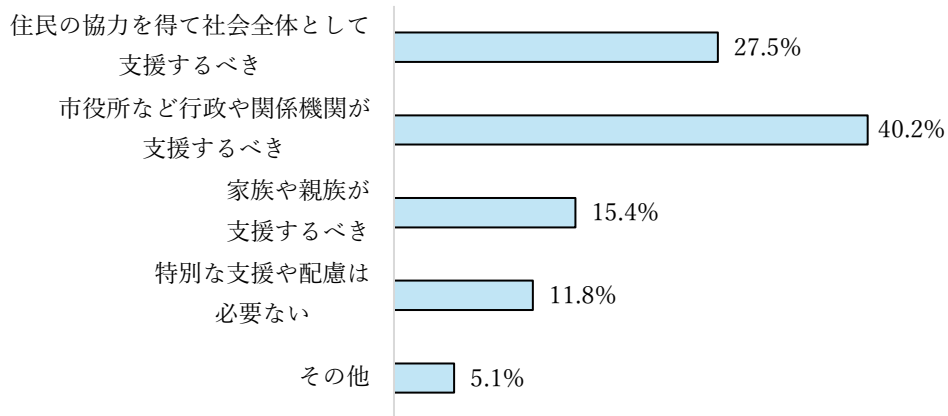
Q:8 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」、「ゲートキーパー」「女性支援新法、困難女性支援法」について知っていますか。



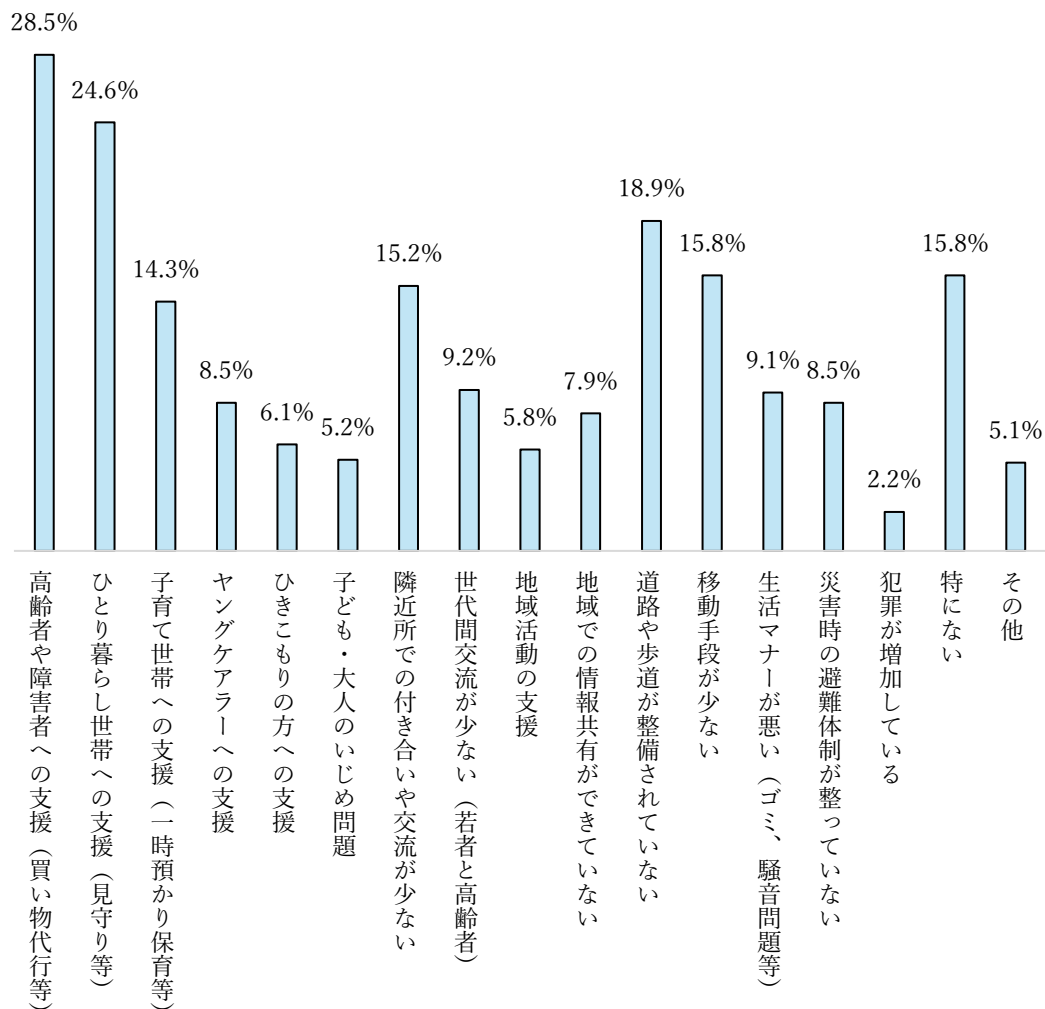
ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

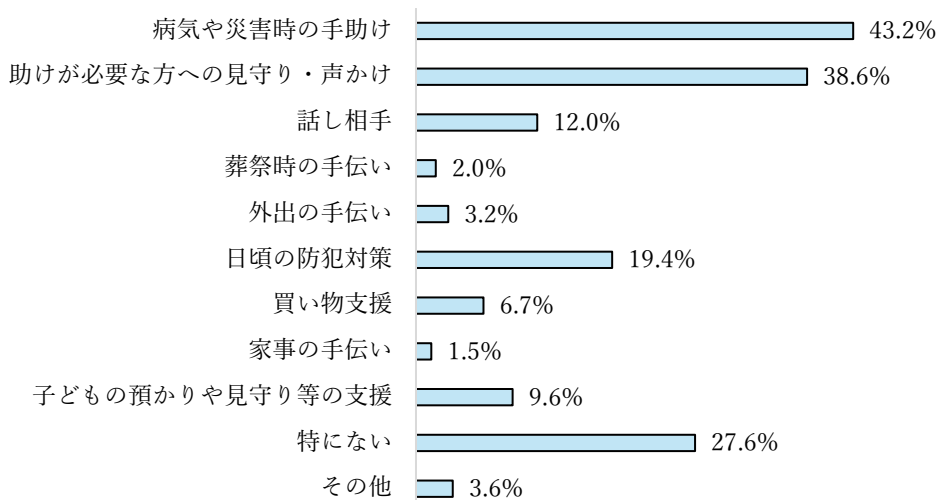
Q:9 刑務所や少年院を出所した人へのかかわりについて、どのようにお考えですか。



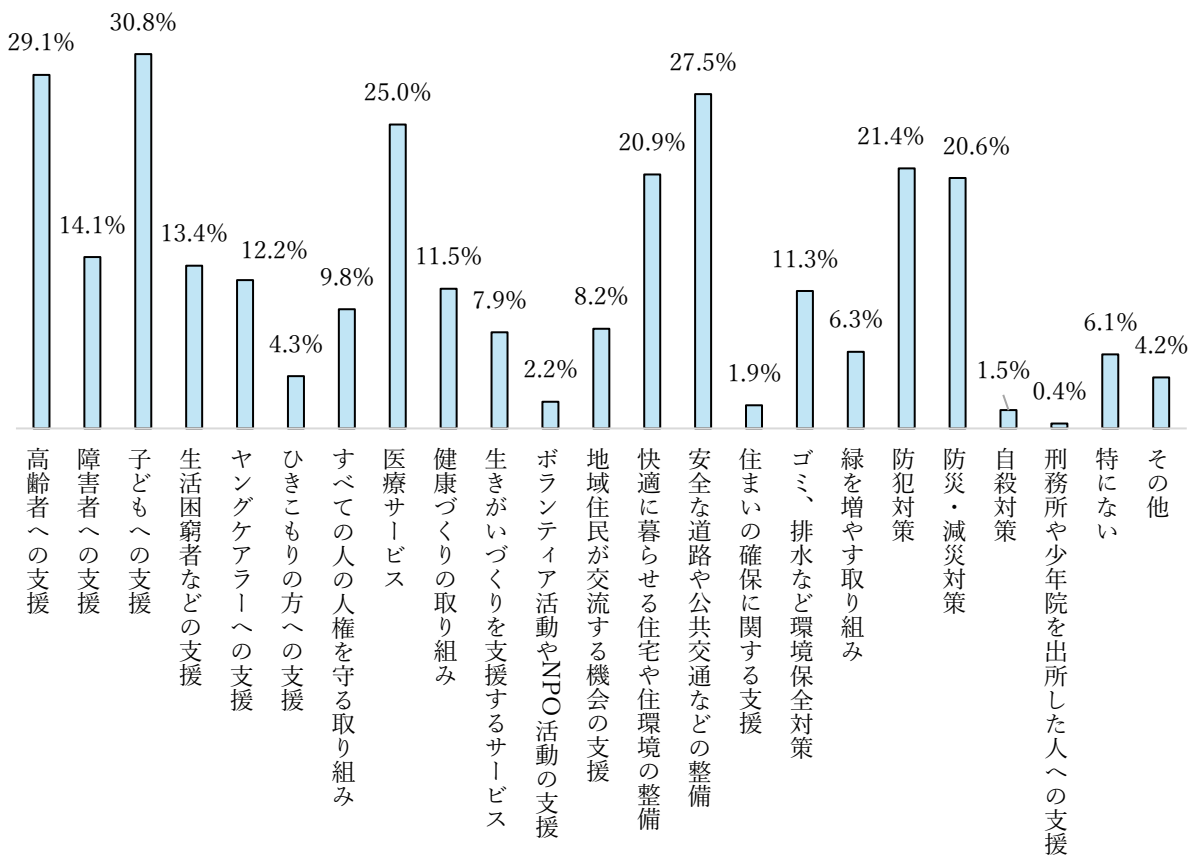
Q:10 あなたが住んでいる地域ではどのような課題・問題があると感じていますか。（3つ以内）



Q:11 あなたは現在住んでいる地域において、他の人の手助けをしたいと思うことはありますか。（3つ以内）



Q:12 地域福祉において特に取り組んで欲しいと思う項目についてあてはまるものを選んでください。（3つ以内）



《第5次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画》

発行 柏原市（福祉こども部 福祉総務課）
〒582-8555
大阪府柏原市安堂町1番55号
☎072-972-1501

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会
令和8年5月7日より

〒582-0009
大阪府柏原市大正2丁目10番1号
☎072-972-6786

令和8年5月1日まで
〒582-0018
大阪府柏原市大県4丁目15番35号
☎072-972-6786

編集協力 関西福祉科学大学
〒582-0026
大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1号
☎072-978-0008